

第 3 回

日 米 知 事 会 議

議 事 録

写真あり

昭和 38 年 10 月 15 日及び 21 日

全 国 知 事 会 事 務 局

写真あり

アメリカ知事一行都道府県会館到着

写真あり

日米知事会議第1会議（都道府県会館）

写真あり

日米知事会議第2会議（大阪コクサイ・ホテル）

写真あり

学 校 視 察

# 目 次

## 日 程

第1会議日程	1 頁
第2会議日程	2

## 出席代表及び来賓

第1会議（アメリカ側、日本側）	4
来 賓	6
第2会議（アメリカ側、日本側）	6

## 開 会 式

日本側知事会会長あいさつ（会長代理内山神奈川県知事）	9
米国側団長あいさつ（カンサス州アンダーソン知事）	11
祝 辞（池田内閣総理大臣）	12
〃 （ライシヤワー駐日米国大使）	15

## 第 1 会 議

議長就任あいさつ（内山神奈川県知事）	17
経過報告（桑原愛知県知事）	18
議題（日米教育制度の比較）に対する報告	
米国側（ミズリー州ドートン知事）	20
日本側（安孫子山形県知事）	24
意見発表	31

## 第 2 会 議

地元知事あいさつ（左藤大阪府知事）	61
議長就任あいさつ（       〃       ）	63

## 議題（青少年問題）に対する報告

日本側（金井兵庫県知事） ..... 64

米国側（ワシントン州ロゼリニ知事） ..... 74

意見発表 ..... 77

## 議題（老人対策）に対する報告

米国側（デラウェア州カーベル知事） ..... 92

日本側（久松愛媛県知事） ..... 95

意見発表 ..... 99

共同声明の提案理由説明（カンサス州アンダーソン知事） ..... 111

共同提案に対する日本側知事の賛成演説（小野和歌山県知事） ..... 114

共同声明 ..... 115

## 閉 会 式

米国代表あいさつ（ミズリー州ドートン知事） ..... 117

全国知事会会長あいさつ（会長代理桑原愛知県知事） ..... 119

議長閉会のことば（左藤大阪府知事） ..... 120

## 付 録

ケネディ大統領の池田総理大臣あて親書 ..... 121

池田総理大臣からケネディ大統領あて返信 ..... 122

池田総理大臣とアメリカ州知事との会見 ..... 123

# 日 程

## 第 1 会 議

昭和 38 年 10 月 15 日（火曜日）

- 一 開会式（午前 9 時 00 分於都道府県会館 6 階中会議室）
  1. 日米知事及び来賓入場
  2. 米国及び日本両国国歌演奏（東京消防庁音楽隊）
  3. 仮議長開会宣言
  4. 日米両国知事の紹介（日米両国知事会事務局長）
  5. 日本側知事会会長あいさつ
  6. 米国側知事会会長あいさつ
  7. ライシャワー駐日米国大使祝辞
  8. 池田内閣総理大臣祝辞
  9. 仮議長閉会のことば
- 二、 休憩（この間 6 階休憩室にて総理会見）
- 三、 第 1 会議（午前 10 時 00 分於都道府県会館 6 階大会議室）
  1. 会議手続
    - (イ) 仮議長開会宣言
    - (ロ) 議長選任
    - (ハ) 議長就任あいさつ
    - (ニ) 経過報告（愛知県知事）
    - (ホ) 議題の採択

- A 日米教育制度の比較
- B 青少年問題と老人対策
- 2. 討議 午前 10 時 20 分  
議題「日米教育制度の比較
- (イ) 報告  
米国側代表（ミズーリ州知事）  
日本側代表（山形県知事）
- (ロ) 意見発表
- 3. 会議終了 午前 11 時 55 分

## 第 2 会議

昭和 38 年 10 月 21 日（月曜日）

四、 第 2 会議（午前 9 時 00 分 於大阪コクサイホテル 7 階新大宴会場）

- 1. 会議手続
- (イ) 開会宣言
- (ロ) 地元知事あいさつ（大阪府知事）
- (ハ) 議長選任
- 2. 討議  
議題「青少年問題と老人対策」
- (イ) 青少年問題
- A 報告  
日本側代表（兵庫県知事）  
米国側代表（ワシントン州知事）

B 意見発表

(ロ) 老人対策

A 報告

米国側代表（デラウェア州知事）

日本側代表（愛媛県知事）

B 意見発表

3. 共同声明

(イ) 提案理由の説明

(ロ) 意見発表

(ハ) 採 択

五、 閉会式

1. 米国側知事代表あいさつ（ミズーリ州知事）

2. 日本側知事代表あいさつ（愛知県知事）

5. 議長閉会のことば



## 出席代表及び来賓

### 第 1 会 議

#### 1. 米国側

カンサス州知事	ジョン・アンダーソン Jr
ワシントン州知事	アルバート・D・ロゼリーニ
デラウェア州知事	エルバート・N・カーベル
テネシー州知事	フランク・G・クレメント
ミズーリ州知事	ジョン・M・ドールトン
フロリダ州知事	フアリス・ブライアント
ウイスコンシン州知事	ジョン・W・レイノルズ
アイダホ州知事	ロバート・E・スマイリー
ユタ州知事	ジョージ・D・クライド

アンダーソン夫人

ロゼリーニ夫人

クレメント夫人

ドールトン夫人

ブライアント夫人

スマイリー夫人

クライド夫人

米国知事会事務局長 プレバード・クリフイールド

同 夫 人

合衆国第七巡回控訴裁判所判事 ルーサー・M・スワイガート

テネシー州知事補佐官 トーマス・W・ビーズリー

米国大使館展示部長 ハーツエル・L・デイク

## 2. 日本側

神奈川県知事 内 内 岩太郎

山形県知事 安孫子 藤 吉

愛知県知事 桑 原 幹 根

香川県知事 金 子 正 則

青森県副知事 平 野 善次郎

岩手県知事 千 田 正

宮城県副知事 重 村 誠 夫

東京都副知事 鈴 木 俊 一

栃木県副知事 成 良 一 郎

群馬県知事 神 田 坤 六

埼玉県知事 栗 原 浩

千葉県知事 友 納 武 人

長野県知事 西 沢 権一郎

富山県知事 吉 田 実

石川県知事 中 西 陽 一

三重県知事 田 中 覚

滋賀県知事 谷 口 久次郎

鳥取県知事 石 破 二 郎

岡山県知事	三 木 行 治
島根県知事	田部 長右衛門
山口県副知事	和 田 克 己
愛媛県知事	久 松 定 武
長崎県知事	佐 藤 勝 也
大分県知事	木 下 郁
熊本県知事	寺 本 広 作
宮崎県知事	黒 木 博
鹿児島県知事	寺 園 勝 志
全国知事会事務局長	宮 内 弥

### 3. 来 賓

内閣総理大臣	池 田 勇 人
自治大臣	早 川 崇
自治事務次官	奥 野 誠 亮
自治大臣官房長	松 島 五 郎
駐日米国大使	エドウィン・O・ライシャワー

## 第 2 会 議

### 1. 米 国 側

カンサス州知事	ジョン・アンダーソン Jr
ワシントン州知事	アルバート・D・ロゼリーニ
デラウェア州知事	エルバード・N・カーベル
テネシー州知事	フランク・G・クレメント
ミズーリ州知事	ジョン・M・ドールトン
フロリダ州知事	ファリス・ブライアント

ウイスコンシン州知事	ジョン・W・レイノルズ
アイダホ州知事	ロバート・E・スマイリー
ユタ州知事	ジョージ・D・クライド
米国知事会事務局長	ブレバード・クリフイールド
米国大使館展示部長	ハーツエル・L・デイク

## 2. 日 本 側

山形県知事	安孫子 藤 吉
愛知県知事	桑 原 幹 根
香川県知事	金 子 正 則
青森県知事	竹 内 俊 吉
埼玉県知事	栗 原 浩
石川県知事	中 西 陽 一
三重県知事	田 中 覚
福井県知事	北 栄 造
滋賀県知事	谷 口 久次郎
大阪府知事	左 藤 義 詮
奈良県知事	奥 田 良 三
和歌山県知事	小 野 真 次
兵庫県知事	金 井 元 彦
岡山県知事	三 木 行 治
島根県副知事	伊 達 慎一郎
広島県知事	永 野 徹 雄
愛媛県知事	久 松 定 武
長崎県知事	佐 藤 勝 也

熊本県知事

寺 本 広 作

全国知事会事務局長

宮 内 弥

## 開 会 式

### 知事会会長あいさつ

会長代理 内山神奈川県知事

本日ここに早川自治大臣閣下、ライシャワー駐日米国大使閣下並びに来賓各位のご来席のもと、米国知事共同団長カンサス州ジョン・アンダソン知事、同ワシントン州アルバート・D・ロゼリーニ知事ほか 7 州の知事各位と令夫人のご参加を得て、第二回日米知事合同会議を開催できますことは、私の最も喜びとするところであります。

特に喜ばしいことは、昨年来訪されましたカンサス、デラウェアおよびフロリダの三州知事をふたたびこゝにお迎えすること、および今回は米国各知事夫人にお会いできたことでありまして、関係者一同深く感激いたしているところであります。

申すまでもなく、自由主義を信条とするわが国は、自由主義諸国家と緊密な提携を保たねばならないのでありますが、そのためには、許す限り国民各階層が相互に訪問し、理解と親善の機会を作ることが大事でありまして、日米知事相互訪問計画は、各種日米交流の最高のものとして、両国民のひとしくその成果を期待するところであります。事実、昨年度行なわれました相互訪問は私共の記憶に新なる所でありまして、その堂々たる成果は日米国交史上の一頁を飾ったものでありまして、まことに御同慶にたえな

いところであります。

本年はまたこれから 28 日まで御滞在願ひ、その間本日および 21 日の二回にわたりまして日米合同知事会議を開催し、両国共通の問題について隔意なき意見の交換を行ない、それぞれの目標、抱負を認識し、相互いに理解を深め、両国行政の進展に貢献して、日米知事会議の成果をいつそう高めたいと存じます。

また、米国知事の御滞在中、会議以外の日は、主として各府県をご視察願ひまして米国側のご希望にできる限り沿いながら、日本の新しい産業、古い伝統、美しい景色等をくまなく織りませ、また一般民衆にも接触する機会を作り、真の日本、そしてありのままの日本を御覧いただく計画になつております。どうか以上の点をおふくみいただきまして、両国理解の一助にされますように切望いたすものであります。

なお、ご列席の皆様のご協力を得まして、本日から 28 日までの諸行事が滞りなく運営され、日米知事相互訪問計画が、両国間友好親善のため、さらに貢献することを切に切に希望いたしまして、私の開会のあいさつといたします。

## 米国側団長あいさつ

カンサス州 ジョン・アンダーソン知事

議長、内山知事、日本の知事各位、アメリカ大使および紳士、淑女諸君。こゝに出席されたアメリカの知事各位、アメリカ知事会メンバーの各知事およびアメリカ国民を代表して私は、皆さん方にご挨拶申し上げるとともに、第2回日米知事会議に出席のため、偉大なる貴国を訪問できましたことを喜びに存じます。私どもはこの会議が、行政問題についての情報の交換や、日米両国間の通商問題についての情報の交換のうえに有益なものであることをよく承知しております。全世界の国民は、健全な施政方針と国民の利益に合致するような管理を頼りにしております。そして全世界の国民は、日毎に国民の生活水準が改善されるような通商路の開発を待望しております。私どもは今日この会議を開催いたしますが、もう一つの会議を大阪で開催し、日米両国民が多大の関心を抱いている行政問題について討議いたすことになっております。

私どもはこの両会議の成果と、貴国における楽しい滞在を期待いたすとともに、日本の知事会代表各位がアメリカを訪問されま

すことを心から待望いたします。



## 祝 辞

池田内閣総理大臣

本日ここに全国知事会主催の下に第2回日米知事会議開会式が  
挙行されるにあたり、一言御挨拶を申し上げる機会をえましたこ  
とは、私の最も喜びとするところであります。

本日の日米知事会議は、わが国の多数の都道府県知事のほか、  
米国から米国知事会会長アンダーソン、カンサス州知事をはじめ  
9州の知事並びに令夫人の御参加をうることとなりましたが、私  
は、まず御来訪の米国の州知事御一行に対し衷心より歓迎の意を  
表します。

日米知事会議は、昨年4月都道府県会館のこの会議場において  
その第1回会議が開催され、開会式には私も出席して御挨拶を申  
し述べたのでありますが、本日第2回目の会議が再びここ東京に  
おいて昨年と同様にいとも盛大に開催されることとなりましたの  
は、昨年の日米知事相互交歓訪問が真に多大の成果を収めたから  
にほかならないと考えられるのでありまして、まことに御同慶に  
堪えません。

米国の州とわが都道府県との間には、勿論幾多の事情を異にす  
る点がありますが、しかし、両国の知事の皆様方は日米両国それ  
ぞれの国民の日常生活に最も関係深い地位におかれることについ  
ては、共通であります。このような地位におかれる知事の皆様方

が一堂に会し、相互に胸襟を開いて共通の諸問題について意見を交換されることは、日米両国の友好親善関係の強化増進の上からもきわめて有益にして意義深いことと存するのであります。元来、日米両国の関係は、中央政府間のみならず、各種のレベル、分野において密接なものがあるのであります。経済関係の分野においては特に緊密であり、わが国は、たとえば、アンダーソン米国知事会会長が知事としてその施政下にあるカンサス州からは石油製品、大豆、その他化学製品を、ロゼリーニ知事のワシントン州よりは小麦、穀類、パルプ、その他機械類を、さらにドールトン知事の施政下にあるミズリー州からは大豆、綿花、クズ鉄、化学薬品等を、また、その他の州からも幾多の物資を輸入しているのであります。同時に、わが国の各種商品も米国に輸入され、皆様方の各州の工場において、また家庭において使用されているのであります。私は、米国の州知事の皆様方が、今回の訪日の機会に、皆様方の各州と非常に深い密接な関係にあるわが国を十分研究、理解していただくとともに、米国の州知事として有しておられる絶大な権限と影響力とをもつて、日米両国相互の繁栄のために御尽力下さることを切に希望いたす次第であります。

この度来訪された米国の州知事並びに令夫人の皆様方は、全国知事会が準備した日程に基づいて、これから約 2 週間にわたりわが国の各地方公共団体を訪問されるわけですが、どうかできるだけ多くのわが国民に接せられるとともに、わが国地方自治の実情をつぶさに視察され、さらに訪問地域それぞれの産業、経済、文化発展の状況等についても理解を深められることを希望い

たします。また、私は、わが国の知事各位と国民の方々が、日本にとっては遠来の賓客である米国の州知事御一行を、たとい簡素ではあつても、友情と敬愛の心とをもつて歓迎されることを期待いたすものであります。

終りに臨み、この企ての実現に努力された関係各位に敬意を表し、これを機縁として、日米両国民の相互理解と協力関係が今後ますます増進され、もつて世界の平和と進運にいよいよ貢献されることを祈念して、私の祝辞といたします。

## 祝 辞

駐日アメリカ大使エドウィンO, ライシャワー

総理大臣および紳士、淑女諸君。

第2回日米知事会議に出席いたし得ましたことは私の喜びとする  
ところであります。第1回会議がちょうど1年半前開催されまし  
たことを私は記憶いたしております。アメリカ代表のうち若干の  
方々を昨年に続き再び当地にお迎えすることが出来、また、新  
しい代表各位をお迎えできましたことを、心から喜びに存じてお  
ります。日本側の方々についてはもちろん、昨年の会議に出席さ  
れた方々がたくさんご出席になつておられ、また、私と妻が各県  
訪問の際、ご親切な歓待を賜りました多くの知事各位がご出席  
になつておられます。

日米の関係は、単に現在においてのみならず、世界歴史の中で  
無比のものであります。そのうち特に大きな要素をなすものは、  
もちろん30億ドル以上に及ぶ両国間の大きな貿易であります。  
この貿易は、全世界の大洋を横断する遠距離貿易における飛び離  
れて大きな貿易であります。アメリカでは、これより大きな貿易  
の相手国は、独りわれわれの隣国カナダがあるのみであります。  
私どもは日本の最大の貿易国であります。

日米関係のうち、もう一つの重要な要素はもちろん、世界のこ  
の地域に防備を与える、両国間の安全保障の関係であります。こ

れは私どもが全力を挙げて世界に築き上げようとしている平和機構の重要な礎石であります。しかしながらこれら二つの要素のみが日米両国の関係を無比のものにしておるのではありません。日米両国の関係が無比であるゆえんは、言語の障壁と歴史的伝統の相違にもかかわらず、私どもは、あらゆる意味ですこぶる広範にして深遠かつ親密な関係を樹立し得たことであります。この広範な接触の一つの重要な部分は、日米両国の知事会議であります。この会議はまことに意義深い会議であります。私はこゝに各位をお迎えして、各位が有益にして愉快的時を過されまますよう希望いたします。ありがとうございました。

# 第 1 会 議

( 都 道 府 県 会 館 )

## 第 1 会 議

### 議長就任あいさつ

内山神奈川県知事

ただいま皆様のご推薦によりまして、本日の会議の議長をつとめさせていただきます。この会議は、さきに関会式にあたりまして、来賓ならびにアメリカ知事一行の代表のお述べになりましたとおり、まことに有意義な会議でありますので、私も全力をつくしてこの会議の成功を収めさせたいと考えまして、皆様のご協力をお願いしたいと思っております。何分よろしくお願い申し上げます。

## 経 過 報 告

桑原愛知県知事

知事諸賢、こゝに日米知事相互訪問計画のこれまでの経過を御報告申し上げる機会を得ましたことは、私の光榮に存ずるところでございます。

この計画は、ハワイの州知事と東京都、大阪府、広島県の各知事との予備的な話合いから始まりまして、米国におきましては、1961年6月ハワイにおいて開催されましたアメリカ合衆国第53回全米知事会議において承認されまして、また日本におきましては、同月全国知事会議において採択されたところでございます。

こえて、1962年4月にこの計画は実施に移され、ペンシルバニア州ローレンス知事始め8名の知事をお迎えいたしまして、第一次日米知事会議を開催いたしますとともに数都府県に及ぶ御視察をお願いいたしましたのでございます。

次いで翌5月神奈川県内山知事を始め、6県知事が訪米されまして、ケネディ大統領閣下を始め、各州知事と懇談し、又各州を視察いたしまして日米相互理解の上に多大の成果を収めることが出来たのでございます。

なお、昨1962年には、このように両国知事が相互に訪問いたしましたのでございませうが、昨年末1963年からは毎年いずれ



かの一方が訪問することに決定いたしまして、本年は日本側は知事選挙の関係からいたしまして 1964 年に米国を訪問することとなりまして、本年は先ず米国知事さん方をお迎えすることに取り決め、本日こゝに日米知事会議を開催するに至った次第でございます。

以上経過を簡単にご報告申し上げましたが、最後に私は、このたびの計画が円滑に実施せられ、所期の成果を挙げられる様心から念願して御報告を終る次第でございます。

# 議題に対する報告

## 日米教育制度の比較

ミズリー州ジョン M・ドートン知事

議長、日本の知事各位およびアメリカの私の同僚の皆さん。教育は、植民地時代以来アメリカ政府の責任であつたのでありますが、今日においては、教育の管理と責任は、主として州に任されているのであります。

概して、本日の私の報告は、個々の州では多少の相違はありますが、主としてアメリカにおける教育制度について行いたいと存じます。各州のこの相違は、各種の州の法律、相異なる財政手段、各種の教科課程、教育計画の管理と効果の相違等によるものであります。アメリカの大多数の州では、6才から16才まで義務教育を要求しています。初期の時代には、教会が、教育の機会について責任をとつておりました。初期の大多数の学校は、寄付金制でありました。すなわち住民は、教育費支払いのため、地域的に金を徴集いたしました。そして当然の結果として、多くの貧困者は参加し得なかつたのであります。

グラマスクール層での教育は＝現在は大多数6才から15才の年齢である＝19世紀の初期に急速な発展を遂げました。しかし、

グラマスクールの教育が税金により、また公共のレベルで支持されていたのは、1,860年頃以前のことでありました。

1860年代以後アカデミイ（中等学校）の制度ができましたが、これらは後に中等学校に吸収されました。この50年間における8学年から12学年までの児童を教育する中学校教育は、アメリカのほとんど全児童がこれを受け得るようになりました。私どもは多年の間＝百年以上の間＝公立および私立の大学をもつておりました。私立学校のうちには200年以上の歴史をもつたものもあります。

数年前までアメリカの学生のほぼ50パーセントは、私立大学に在学しておりました。もちろんその残余は、公立学校に在学しておりました。しかしながら大学入学を希望する多数の青少年の増加およびいわゆる終戦児の増加とともに、公立大学入学生も急速に増加しております。現今すべての教育段階における発展が甚だしく要望されており、このため校舎の不足を引き起しております。そのため各州はいずれも、単に大学の数のみならず、職業的専門大学院の設立に力を注いでおります。

皆さん方は、アメリカの学校がどのように資金の供給を受けているか知りたいと思われるでしょう。グラマ・スクール級の始めの8学年は、主としてその学区の財産税により支えられ、さらに多くの州では、州政府の補助金により補われています。

アメリカの多くの州では、所得税を徴収し、また物品税を取っています。これがグラマ・スクールおよび中等学校、すなわちアメリカの教育制度の最初の12年間の事業を充足する、主

要な才入源であります。連邦政府は、この12年間に、給食計画や身体不自由児の職業訓練のような、特別事業にのみ資金を供給いたします。

各州における教育関係者の最近の傾向は、グラマ・スクールおよび中等学校級の改善を図り、また教育の質の改善を図ることに向けられております。それから私どもは、各州に散在している2年制の短期大学の発展を計画しております。この目的は、学生、特に低所得層の学生に、より多く高等教育を受けさせることでもあります。私どもは、高等教育施設、すなわち、12学年から16学年およびそれ以上の学年の施設数の増加を計画しております。

そして私どもは、アメリカの大学の調査や大学院や専門教育に大いに力を注いでおります。

入学生の増加と、各種大学の教科課程拡大の必要に伴い私どもは、今やワシントンの連邦政府は、高等教育の経費の一部を補充すべきであるとの要請と強要とを受けておるのであります。現在までのところ連邦政府は、グラマ・スクールおよび中等学校に特殊サーヴィスをしている以外、何等の援助をいたしておりません。それで私どもは連邦政府の援助を要求して多大の論議をかもしておるのでありますが、援助を得られるかどうか私は疑問に思っております。私はそれに反対する者の一人であります。

私どもは、宇宙時代、科学時代、あるいは原子時代等と呼ばれている現代の要請に応じて、活ばつに躍進しております。私どもは、これらの教育に対する新しい必要と要請とに応じようと努めております。私どもは、より多くの人々が高等教育を受けられ

るようにと企画しております。私どもは、アイデアとサゼスションとを得たいと存じ、日米両国民のため、相共により有効な制度を建設することが出来るように勉強し、また、アメリカの教育制度と日本の教育制度を比較いたすため、日本を訪問いたしたのであります。ありがとうございました。

# 日 本 の 教 育 制 度

安孫子山形県知事

## 1. その史的背景－「学制」

日本におきます近代教育の制度は 1872 年に学制の頒布によつて已に確立されたといえると思います。

学制はそれまで残つておりました一切の封建性を払拭して、近代国家として歩みを進めようとする国民の意志を教育計画の上にも宣言した雄大にして気はくにみちたものでありました。

学制はこれを大きく分けて六つの部分より成立つています。即ち、大・中・小学区のこと、学校のこと、教員のこと、生徒試験のこと、海外留学生のこと、学資のことです。

学制が制定されるに当り、範をフランスに求めたことは否定できないことではありますが、すでに一世紀近い以前に於いて現今教育制度の中核をなす多くのことが定められたことは驚歎に値することです。

学制に関し、その重要な点三点を挙げておきます。

一つは、学制に於いて掲げられている教育の理念であつて、それは人間尊重、個人の価値の尊厳さを説き、人間は教育を受けることによつてのみ真の人たり得るという思想を当時の一般庶民に説いていることでもあります。

二は、これまでの教育制度の中に残存していた二重系統と組

織を許容しようとする考え方を完全に捨てたことであります。即ち、学校はこれを小・中・大学の三段階に分けて組織し、これを全国民に一様に解放して単一化された制度を確立したことです。

三は、学校への入学に関し、父兄及び児童に対して強制力を発揮してこれを義務づけたことであります。

その後 1885 年の教育令、1900 年の小学校令等大きな改正はありましたが、どこまでも、学制の精神が貫徹され、実現されてきたところに今日の如き進歩した教育制度に至った基盤があつたと考えなければなりません。

## 2. 現行制度の基礎

現在の教育制度の大半は、1945 年 8 月、終戦を契機として成立したものであり、終戦に伴い教育は占領軍の下に管理されることとなり、占領が解かれるまで 7 年に亘り管理政策下の教育が行なわれたのであります。

戦後間もなく、占領軍最高司令官は「日本教育制度に対する管理政策」を覚書として政府に指令し、教育に関する占領の目的及びその政策を明らかにし、これを直ちに実施すべきことを命令しました。

その内容は軍国主義思想の払拭、自由、平和、基本的人権尊重の思想の培養を理念としています。そして教育制度改革の指標となつたものは「教育使節団報告書」であります。即ち、1946 年 ジョージ、ストダードを団長とする 27 名の教育使節団が同 3 月末教育建設の具体的方策を立案しました。

これが「アメリカ教育使節団報告書」であり、当時の総司令

部はこれに覚書を付しました。

報告書中教育制度改革に特に関係の深いと思われる点は（１）教育行政の地方分権化と教科書行政への指針であり、（２）国語の形式をより民主的なものにするための方策研究を行なうべきことであり、（３）には都道府県市町村に一般投票により選出される教育委員会の設置であります。

更に重要なことは、「男女共学制の修業年限 9 カ年の義務教育年限延長の改革案」を提案したことであります。

その内容は、小学校六年、中学校三年の義務教育の上に修業年限三年の高等学校の設置を課し、これが現行学制の基本をなすいわゆる「六三三制」であります。

この勧告を受け主体的に実践の役割を果たしたのは、教育刷新委員会ではありますが、のち中央教育審議会となり、現行日本教育制度の殆どは、ここにおいて決定されています。

### 3. 現制度の中核

1947 年 3 月、国会の審議を経て教育基本法が制定公布されました。

本法はその前文に教育の理念を明らかにし、ついで本文には教育の目的と方針を定め、教育の機会均等、男女共学、学校教育、社会教育、政治教育、宗教教育、教育行政の諸原則を示したのであります。

現在の学校制度は、小学校六年、中学校三年、高校三年、大学四年とし、その上に大学院を設けるものであつて、いわゆる単線型の制度であります。



義務教育 9 年への延長を中心とする学校制度の改革は第 1 次大戦後、既に 30 年来の懸案事項であつたのですが、使節団報告書と戦後の新しい教育への要望が結実して学校体系の根本的な改革となつたものであります。

義務教育年限の延長に伴い大きな問題となつたのは施設の整備と教育内容の刷新でありました。

第二次大戦後における学校施設の罹災は 270 万坪 3,000 校に及んだのでありまして中学校発足当時における生徒数 319 万人中 139 万人分の教室が不足していた状態から発足したのであります。

施設の整備は地方財政上、最大の課題であり、このため辞職した市町村長も多く、自殺して責任を果そうとした村長すら出たのであります。

教育内容については義務教育の目的と目標を達成するため、教育課程、内容及びその取扱いはすべて学習指導要領によらねばならぬこととなり、教師の自律的な活動を促し、児童生徒の能力や、興味、地域の特性、学区の実情に即して活発な教育活動が展開されるよう期待されています。

中学校は修業年限三年であつて義務教育であります。その発足は 1947 年であります。「無から出発した」と言われるように当初は施設、設備、教員組織、教材教具等、すべて不備、不足でしたが、国民の非常な努力により現在の状態までに整備されたのであります。

高等学校は旧来の中学校から発展的に移行されたものであつ

てその設置については「高等学校設置基準」によることとされており、その発足は1948年であります。

1948年から盲児、ろう児の教育が義務制となり、また、養護学校については、各都道府県にほぼ一校が設置されている状況であります。

大学は国立大学設置法に基いて設置され、その性格は一般教養を重んじ、学問的研究と共に専門的職業訓練を重視しながら両者を一体化しようとするところにあります。

いつの時代においても教師は教育活動の中核的な存在ですから、教育は人であると言えるのであります。

従って教員の養成は、極めて重要な意味をもつものであつて現在教員は大学の教員養成の学部で養成されており、「教育職員免許法」にもとづいて所定の免許資格をもつことが必須要件となつています。

教員の団体活動は戦後、特に活潑に行なわれました。これを大別すれば研究を目的とする職能的な団体と労働組合としての教職員組合の活動であつて、特に目ざましい活動をして来たのは後者であります。当初、教職員組合は一般の労働組合と同等に取扱われましたが、1948年政令201号によりその活動に大幅な制限が加えられました。1954年には「教育の政治的中立に関する臨時措置法」が制定され、1958年勤務評定反対闘争において組合運動はその頂点に達し、教育の秩序は甚しく混乱に陥りましたがこれらに対しては国民の強い批判も加えられ将来に亘り多くの問題を包蔵しています。

#### 4. 当面する課題

教育は社会の本質的な機能の一つであり、教育はその社会が背負っている歴史や伝統や性質の上にその具体的な姿となって現われます。

わが国現行の教育制度は、叙上の如くアメリカの学制を基礎として作り上げられたものであります。

わが国が民主国家として成長してゆくためには、今日までの経緯と実情に鑑み、わが国情に適合したものに完成させてゆかねばなりません。

この観点から現行の教育制度改善のための問題点を若干あげておきます。

##### (1) 後期中等学校の整備と拡充の問題

義務教育終了後の教育制度としては高等学校、その他の教育機関がありますが、全く教育の対象外におかれている青少年の数もかなりのものがあります。

このために彼等の能力、適性に応じた適切な教育を与えるため、既成概念に捉われぬ弾力性に富む教育制度を検討せねばなりません。

##### (2) 科学技術教育の振興

最近の技術革新は、生産の技術を躍進させ、勝れた技術者を強く求めています。このためには、理工系部門の拡張、研究体制の充実等が必要喫緊なものであります。

##### (3) 教師養成計画の再検討、教師集団の適正化、教育技術の改善および物的条件の整備であります。

## 5. 教育財政上の問題点

### (1) 財政負担の問題

学校教育法において「学校の設置者は・・・その学校の経費を負担する」と規定していますが、市町村の設置する義務教育諸学校の教職員給与費は、都道府県の負担であり、その2分の1は、国が負担することになっています。

これは財政力の乏しい市町村においても相当の教育水準を確保しようとする配慮からであります。

しかしながら、都道府県においても、財政力は区々ですので、地方公共団体の財源の調整機能を営む地方交付制度に教育費の需要額を算入し、教育費の最低所要額を保障していますが、財源調整機能は、現在必ずしも充分であるとはいえないのであります。

### (2) 高等学校生徒急増の問題

高等学校への入学者数の比率は年々増加しており、今後ともまた増加する傾向にあります。

この社会的な要請に対応して、公立高等学校の拡充が実施されていますが、地方公共団体の財政運営上大きな影響を与えている現状であります。

## 意見発表

### デラウェア州 カーベル知事

議長さん。私は、少しばかり説明を加えて明瞭にしておきたいことがございます。それは 1607 年代にさかのぼり、最初 13 の植民地に始められたアメリカの教育は、常に地域社会の問題であつたということでもあります。私は、教育は、市町村、州、または県の水準における地域社会の問題であるということを強調したいと存じます。

アメリカの連邦政府は、アメリカの教育制度の全般にわたり財政上の寄与をして参りましたが、しかもなお教育制度の管理は、常に中央を離れた地方に委ねられていたのであります。すなわち州、県または郡もしくは市、町または村の管理に委ねられていたのであります。ドールトン知事が指摘されましたように、連邦政府が職業教育や農業教育のため、資金の援助を行つた場合もあります。また最近連邦政府は、中等学校程度の数学、自然科学、外国語の拡充教育の助成を図り、国の政策としてこれが拡充のため一部の資金を提供しています。

しかしながら、アメリカの教育制度の管理と教科課程は、多額の財政的援助＝恐らくその 95 パーセントに及ぶ＝と共に、地方によつて行われているということを重ねて強調したいと存じます。議長さん、ありがとうございました。

## 西沢長野県知事

長野県知事の西沢でございます。ただいま米国の教育制度についてお教えいただきまことにありがとうございました。

私は府県自治体として当面している問題について二、三申し述べてご意見をお聞きし、お教えいただきたいと思います。

日本の戦後の教育制度は、さきほど安孫子知事からも申し上げたとおり、アメリカの教育制度を見習ってきた面が非常に多いのであります。しかし国が教育にタッチする部面は、アメリカにおける連邦政府と州との関係と日本における自治体との関係は大分相違があると思われます。これはやむを得ないというか当然のことであつて、日本が狭いということ、それから自治体それ自体に格差があります。しかし教育は機会均等であることによつて国のタッチする面が非常に多いということは当然のように思います。なお最近においては、自治体の財政等漸次ひつ迫を告げてくるので、したがつて教育に対し国に補助金等を要請する面が大変強くなつてきております。このことは、教育の自律性、自主性を保持することと矛盾することであります。ここに一つの問題があります。

さて県としてただいま当面している大きな問題は二つあります。その一つは、終戦後のいわゆるベビー・ブームであり、今日あるいはこれから数年にわたつて高等学校に入る生徒が非常に多くなつて参りました。全国的にいえば、ここ数年間に90万人ぐらい多くなると思ひます。なおこの反面におい

て、小中学校に入学する児童が大分減ってくるのであります。これは 300 万人ぐらい減少するとみております。この二つの問題は、自治体として当面している一番大きな問題であります。

後段の方の小中学校に入学する児童が減ってくるということは、別の面からいうと教員が過剰になるということでもあります。いま国が法律によつて標準法を作っておりますが、この標準法によつて算定をすると、児童が減ることによつて教員が 7 万人ぐらい過剰になるという計算が出て参ります。

これを私の県で申しますと、私の県においては本年 1 年においてこの標準法によつて計算をすると、600 余名の先生が過剰になるということになります。しかし 600 余人というものを直ちに整理するわけにもいかないし、さらにまた、この機会にその余剰教員をもつて教育水準を向上しようという計画を立て、へき地の学校に教員を増配するとかあるいは養護学級（精薄児童の学級）あるいは専科の教員、養護教諭等を増配をして約 400 名（正確には 399 名）を県の単独の事業としてこれを実行したのであります。もつとも県の単独事業といつても、国庫負担法によつて、さきほど安孫子知事から申しましたように、教員の半分は国の方で補助金があるが他の半分は県においてまかなつている、という状態であります。

しかし、このようなことは単年度ではできるけれども、今後引き続いてこの余剰教員に対してこのような財政処置はで

きないので、ここに大きな問題があります。このことは全国的な傾向であるので、いま日本においては 1 学級の最高を 50 名としているけれども、これを 45 名ぐらいに引き下げる法律がただいま用意をされているのであります。しかし私どもの希望としては、この 45 名をさらに引き下げて、恐らくアメリカでは 1 学級の最高を 40 人程度と承っているけれども、その程度に下げていただくことになれば、教育効果、教育水準が向上するし、小中学校で生ずる生徒児童の減少によつて生ずる余剰教員のはけ口はそこに求めることができるのではないか。これが大きな問題であります。

もう一つは、さきほど申しました高等学校の生徒の急増の問題であります。私はベビー・ブームということを申し上げましたけれども、これともう一つは高等学校はわが国では義務制ではないけれども、進学率は年々増加をして、全国の平均では 66～67% 位になっております。私の県ではそれより若干上回っております。さらに、高等学校に志願している生徒の入学率は大体 98% ぐらいであります。ほとんど要望を満たしているという状態であります。したがつて、高等学校の急増対策の問題も大きな問題であります。これは安孫子知事からも申し上げたところであります。これに対する施設について、国に対して要望をしてきておりますが、なかなか思うようにはいかないというのが現状であります。

もう一つの問題は、高等学校の急増と同時に、急増であるから先生が不足してきたことでもあります。とくに理工科系



統、技術課程の方面の先生が不足して、ときに小学校の教員の中からその方面に適当な者を高等学校に向けるという処置もして、このことによつて、小中学校の教育に若干影響したという面もあつたけれども、このようなこともしているのです。あるいはまた、将来高等学校が過剰になる、小中学校の生徒が減ってくるので、将来高等学校も施設が過剰になることを見越して、1学級を55名位収容しているというところもあります。

もう一つの問題は、日本がいま重工業あるいは機械工業等を主とする産業構造の変革期に入つていて、学校教育もこれにマッチするように内容を変えていかなければならないということが大きな問題であります。国の大学もさようであります。自治体が当面している高等学校においてもそのように内容の変革を企図している次第であります。とくに内容において農業高等学校も工業高等学校に内容を変えていかなければならないという問題もあります。高等学校では、量と質との二つの問題に当面しております。このために、とくに理、数、工という面の教員不足にいかにして対処するかということ、これもまた大きな問題となつております。

最後に一つ申し上げたいことは、小学校入学前の教育についてであります。これには幼稚園がありますが、そのほかに、最近では保育所が大分発達してきております。アメリカでは年令的に段階があるように聞き及んでおりますが、日本においては年令的にも内容においてもほとんど同様であります。し

かも幼稚園は文部省の所管であり、保育所は社会施設という見地から厚生省の所管であります。したがって、これを受けて、われわれ自治体の内部においても、所管の部課が異なっているという状態であり、したがって設置認可についても、あるいは補助金等についても、取り扱いが違っております。米国の幼稚園は小学校に付置せられているものが多いと聞き及んでおります。日本においてもこの制度を整備して、就学前の教育に一貫性を持たせる必要があると考えている次第であります。

以上、自治体としての教育に関して当面している二、三の問題について概況を申し述べ、アメリカの実情等をさらにお示しいただき、ご教示をいただけるならば大変幸せでございます。

#### ミズリー州　ドートン知事

議長さん。私は西沢知事さんのご報告に深い興味を覚えました。お話の要点は、アメリカの州にも適応され、ほんの僅か言葉を変えれば、どの州にも適応されると思います。日本でもベビー・ブームがあるということを私は知りませんでした。ベビー・ブームは、アメリカに独自のものであると思っておりました。

あなたが地方行政について申されたようなことは、アメリカ

カでも漸次連邦資金に依存してきているように思います。しかし州知事たちは、彼等の権利を失うまいと甚だ気を使っています。多くの知事たちは、自分たちでそのような資金は獲得すべきであると考えており、自分たちの教育計画は優れていると確信しています。大多数の私どもは、私どもの教育計画を州または県の基準で処理することは、私どもの責任であると考えております。私どもの多くは、将来私どもの敵に渡したくないと考えている権利を、今日連邦政府に与えるべきであるとは考えておりません。皆さん方のすべての問題は、私たちの州にもある問題であり、私どもは、その他にも若干の問題をもっていると思います。

#### ユタ州 クライド知事

議長さん。私は日米両国の教育制度についてのこれらの報告に、多大の興味を抱いて参ったものであります。私は、日米両者の見解を包括する一つの質問を提起したいと思います。すなわち、私どもの教育制度の目標は何かということです。技術を身につけない普通の労働者のなし得る仕事は、次第に少なくなつてきており、訓練も受けず技術ももたない人々は、今や経済的要請に応ずることが困難になってきています。

例えばアメリカにおいては、農業を除外して、いわゆる「専門職」に従事している人々は、住民の約 1 割に過ぎず、

ほぼ 90 パーセントの人々は、技術職や一般職や商売に従事しています。しかもアメリカの教育制度は、究極のところ将来の専門職にのみ向けられてきた観があり、私どもは、技術や手工芸や商売や一般的職業に従事しなければならない非常に多くの人々の訓練に充当すべき機会を利用せず、またその利用に失敗してきたのであります。

例えば、アメリカの大学の一つで、機械工学部に入学した 100 人の学生のうち、僅か 20 人が全課程を終了したにすぎず、80 人は落伍し、失敗しています。

転向して行くべき場所がありませんでした。私は、彼等が有能にして社会に貢献できる市民として立ち得るように、必要な技術と知識を授ける平等の機会を与えるべきであると考えます。

私どもは、高等学校で職業教育をいたしており、これら高等学校から多くの学生が直ちに産業界や労働軍に入つて参ります。私どもは高等学校卒業後の施設でも多少職業教育をしています。私どもは職業学校や商業学校をもつていますが、これらは以前は当然持つべくしてもち得なかつたものであります。また私どもは、工業学校を有しており、これらは急速な発展を遂げております。もちろん普通の 4 年制大学も大学院も有しております。

私どもは、教育の機会均等を拡充して職業課程を終らない者や途中で職を離れた者にも再教育を施して、職につけるよう十分注意すべきであると存じます。

さて、これらの教育施設について私どもは、特定の地域における特定の施設に対する需要の急速な変動という問題を前途に抱えていることは事実であります。すなわちさきに言及された浮き沈みのある出産率によつて左右されるものであります。例えば、初等および中等学校の需要に応ずるため、校舎の建築をいたします。すると最初の波動が過ぎ去つたのちには、それらの施設は最早必要が無くなつたり、不足を来したりするのであります。

私どもは思いのままに、少くも一部、移動し得るような施設によらなければならないかも知れません。

かくして私どもは、スペース利用という問題をもつておるのであります。最近私の州で、私どもはいかに私たちが所有する施設を利用しているかを調査する必要が生じて参りました。不思議に思われるかも知れませんが、調査の際その 25 パーセント以上を使用していた大学は一つもなかつたのであります。

もし私どもが教育施設の問題に当面しているとするならば、スペース利用というこの問題を十分注目し、クラスを再編成し、授業日数や学年期間の延長を図るべきであると存じます。

例えば私どもは、――私は全く習慣によるものだと思うのですが――私どもがこれらの施設を年間を通じて使用しなければならぬとすれば使用できるものを、年間 9 カ月、4 分の 3、2 学期制を採用してきたのであります。

この問題と関連するもう一つの問題は、今までの演説者が

何回も言及されたことではありますが、われわれの教育制度の管理の場所をどこに置くかということでもあります。私は個人として、管理はできるだけ自分の地方に近いところに置くべきであり、われわれの学校の管理は、住民から取り上げるべきではないと信じております。私は教育の機会を信じており、ます。また私は、何らかの条件のもとに、平等の機会を与えるため、連邦政府が管理権に立入ることがあるとしましても、そのことは決して管理権を住民の手の届かない遠方へ持ち去る正統な理由にはならないと信じております。それ故このような状態を現実的に眺めますならば、主要な目的教育の機会均等は、すばらしい言葉であります。しかしながら非常にしばしば私どもは、この教育の機会均等を与え得なかつたと思うのであります。そしてこの会議のようなグループによつて考えられる最も大切なことは、よりよい均等の機会を与える手段方法を考究することだと存じます。私どもは、富は所により平等でないという事実を認めなければなりません。そして裕福な地域の人々は、不幸な、裕福でない地域の人々を援助いたさねばなりません。私は、このことは為し得ることだと存じます。私どもは、すべての子供たちに機会を与えることが出来ると信じており、また、結局のところ、若い人々が立ち上つて、国民としての責任を、遂行すると出来るように機会を与えることが、私どもが為さなければならない最も重要なことであると存じます。

ありがとうございました。

## アイダホ州 スマイリー知事

どなたか最下級の課税団体から県庁まで、さらに中央政府の支出金までの財政支援機構について詳細にご説明願えないでしょうか。日本側会議参加者の財政支援機構をお話し願えれば幸甚であります。

## 安孫子山形県知事

結局市町村の歳入、財源としては住民税があります。住民から頭割りで税金をとる。それから住民の所得に応じて割当てしてとる。それから固定資産に対する税金があります。そういう税金でもつてまかなうわけでありまして。それから府県の場合になると、やはりいま申しました平等割で県民から取る税金と所得割によつて取る税金と、そのほかに、事業をやつてその事業に対して税金を課するという事業税、それから遊興飲食税、いろいろ飲み食いしたやつ、ホテルとか料理屋なんかから取るやつとか、そういう税目が4つ5つあります。そういう税源でもつてまかなつております。ところがそれだけでは十分でないので国が所得税を取つております。それから酒に対する税金も国がとつております。それから法人に対する課税も国がやつております。その中の大体28%、約30%弱を市町村や県に再分配しているわけでありまして。それが

先程申し上げた地方交付税というものであります。これがまた市町村や府県の大きな財源になつております。そういうものとその団体が取る権能を持つ税金とをこみにして、先ほど申し上げた教育費とかその外の産業の発展のために必要な施策とか、そういうようなことをまかなつております。

#### デラウェア州 カーベル知事

議長さん。私は、安孫子知事さんに、次のことについて質問したいと存じます。県、市、町および村は、どのようにして教育費を徴集しますか？また、政府は特に教育のための資金をどのようにして徴集しますか？

#### 安孫子山形県知事

義務教育について申し上げますと、先生方の給与、サラリ―は半分は県が持ち、半分は国が持つております。したがつて義務教育を実行しなければならない市町村では先生方の経費は持たないわけでありまして。しかし学校を建てるとか、施設をするとか、そういうことは市町村の財政でまかなう。こういう形であります。

それから高等学校の場合には、これは大体都道府県が設立



をいたします。そこで都道府県で全部財政的にはまかなうわけではありますが、いま申し上げたようにベビー・ブームとかそういうことでいま非常に財政的に苦しくなっております。これについて国の方でもう少し援助してもらわなければ、なかなかやりとおせることができないのではなかろうか。県によつて違いますが、大体4割程度は教育費になつております。自治体の財政規模の半分近くが教育費になつていると思います。

#### テラウエア州　カーベル知事

もう一つ質問したいのですが、貴国では物品税が課せられていますか？そしてそれは誰が徴収しますか？

#### 鈴木東京都副知事

セールス・タックスというのは、日本にはありません。事業税という企業に対する課税を、都道府県がとつております。それから法人に対する税は、国税であります。国税の税に対する一定の割合のものを、府県と市町村が、法人税割という形で取つています。そういう税があるだけであります。セールス・タックスというのはありません。

ワシントン州 ロゼリニ知事

議長さん。すべての県は、所得税を徴集しますか？そしてそれは累進純粋所得税なのですか？

安孫子山形県知事

地方で所得税をとるということはありません。所得税は、国がとっております。

ワシントン州 ロゼリニ知事

それは個人の収入高に応じて変わってきますか？その比率は累進的なものですか？収入に従って上昇しますか？

安孫子山形県知事

税率は累進税で、所得が高くなればむろん高くなります。

## アイダホ州 スマイリー知事

高等学校や小、中学校の施設整備のため県は、公債局又は長期借款権を利用されますか？

## 安孫子山形県知事

借金をすることはあります。しかしそれは勝手にはできないので、政府の承認を得てからやるという形になります。

## アイタホ州 スマイリー知事

これは、（教育費）この問題の取扱い方法の点で、私どもと皆さん方と根本的に違っている点と思われます。地方学区は、施設建設のため、自分たちの権限で金を借りることが出来ますか？個々の特別の場合ごとに中央政府に照会することなく、金が借りられるように、中央政府からその権限を確保することができるかどうか調査されることは必要であると存じます。こうすれば地方学区を強力なものにすると私は考えます。

## ユタ州 クライド知事

議長さん。政令 201 号について、もっと十分に安孫子知事さんに説明していただきたいのですが？

## 安孫子山形県知事

地方で借金をするという事。これはやっぱり中央政府としては、身分不相応の借金をすると、地方団体が財政的に破綻すると困るのではないかとということで制限しています。これが目下の現状です。それで私どもも、もう少しその点はゆるやかにしたらいいんじゃないかという考えはしております。しかしまだそれは決まっています。これは一つの方法だろうと思います。

それから政令 201 号については、いま詳しい内容を覚えておりませんが、やはり教育に従事する者は、政治的に中立的な態度をもって、教育しなければならないということの内容としております。

## ユタ州 クライド知事

議長さん。それは教員組合は、政府に対シストライキを起

すことができないという意味ですか？

#### 安孫子山形県知事

ストライキをしちやいかんということは、別の法律で決まっております。中立に関することは、ストライキを起しちやいかんということではなく、あくまで教育は、中立的態度でやらなくちやならんということを決めているわけです。ストライキは、別の法律で決まっております。

#### デラウェア州 カーベル知事

地方自治について、さきに私が述べましたことを補足したいと存じます。合衆国政府は、地方の学校への資金提供、すなわち地方学校への建設資金の提供について何ら関与しておりません。これは常に州が関与してきた事柄であつて、州は地方学区に対し、学校経営にいくら費すことを許されているかを、その学区に通告します。例えば州は、各学区の資産の評価額に制限を与えます。州は償却と利子とは、10パーセントに達してはならないと規定いたします。これは平均の数字でありまして、公債発行のための償却と利子とは、その学区の評価額の10パーセント以上の額に達することはできな

いのであります。これはほんの一例でありまして、もちろん全国の多くの学区では、変動があると思います。しかしアメリカの学区は、この制限のもとに、この問題を住民に提示して、地方住民の一般投票に付して金を借りる権利をもっております。学区は、この制限に達するまで、彼等の必要とする金額を借りる権利をもっております。

#### 安孫子山形県知事

日本の場合でも、市町村とか県は借金をするには国の決めた範囲内ではしかやれない、という制限がある。しかし、父兄たちは、自分で金を出してでもある程度よくしたい、という考え方があります。そこで父兄にある程度学校の建設などについて寄付をさせる、ということはありません。ところが最近においては父兄の方でもなかなか寄付が困難であります。だからそういうものは一切ないようにしてもらわねばならぬ、という要求も非常に強くなっております。

#### フロリダ州 ブライアント知事

議長さん。しばらく教育問題の他の面に注目したいと思えます。私どもがホテルの部屋に入りました時、また、私たち

にホテルでお配り下さった教育問題に関する資料を検討し始めました時、私の注意を引きましたことは、貴国の教育テレビ・プログラムは、道徳教育を教課目のうちにとり入れようとしておられることでありました。前に私は日本を訪問しておりますことから、また、いただきました各種の資料から、青少年非行化の問題と道徳水準の問題に、皆さんが多大の関心を払っておられることをもちろん承知しております。私たちも同様の関心を抱いておるものでありますが、昨日早川自治大臣と会談の際同大臣は、日本の犯罪の約40パーセントは、青少年が犯していると申されました。私は統計を引用することは出来ませんが、私たちの経験も大差ないものと思います。私はもちろん皆さん方が1946年1月1日になされた天皇は普通の人間であるとの宣言から生起する特殊の問題をもつておられることを承知しております。この宣言は当然貴国の道徳の宗教的基盤に相当の衝撃を与えたと思います。私たちもアメリカで同様の経験をもつております。学校は漸次宗教から離れて参りました。最近アメリカの最高裁判所は、学校で宗教的実在としての神を説くことは不適當であるとの判決を与えました。形成年代のアメリカの子供たちは、起きている時間の大部分を学校で過さなければなりませんので、このことは、彼等の生活の大部分の時間を、神の実在すら否定す環境のうちに過さねばならないことになるのであります。皆さん方は少くとも私どもと同じ位長い間この問題に関与して来られたのですし、私どもと同様皆さん方は、漸次科学的、

技術的教育に委ねておられますので、私は次のことを申し上げたいと存じます。もし私どもが完全に学校から宗教や道徳を遮断してしまつたら、当然私どもは、不道徳または無道徳時代を現出させるでありましょう。そこでそのような時代になりましたら皆さん方は、宗教から分離した道徳教育の問題に、いかにして対応されるかということをお伺いしたいと存じます。

#### 安孫子山形県知事

これは大分の知事なんかからもご意見があるうと思うんですが、私の感じから申し上げますと、明治以降の日本の教育の場合、支えてきたものは、国家とか家族などが大きな基本になつていたと思います。学校自体で宗教教育を公立学校でしたことはないだろうと思います。これはキリスト教の国と仏教の国とでは、とくに日本の場合では違う点だと思います。

仏教の場合には、どちらかといえば個人の完成というか、社会的規律というより個人の解脱ということが主になります。キリスト教になると比較的社会的規律を内容に持っていると思います。そういう、仏教とキリスト教との違いにあると思います。つまり小学校の義務教育においては、宗教教育というものはかつて日本にはなかつたと思います。ただそれを支えていたのは国とか家庭というものが一つの道徳の基準にな



つていたと思います。

ところが、戦後において、さきほど話があつたように、国の権威が崩壊した。家族も崩壊した。こういうことで、戦後における日本人の基本的考え方がまだ確立していないという問題が一つあると思います。これをどういう風に打ち立てていくかということが今後の非常に重要な問題ではないかと思ひます。日本の場合には宗教と結びつけてやるということも非常に困難な事情があるのではないか。

したがって社会公衆の道徳とか、そういう面から社会一般の道徳という問題をやはりとり上げていくことが非常に重要なことだろうと思ひます。こういうことで道徳教育なんかを教科としてとりあげていく方向に進んでいるわけでありまふ。そういう点で非常に問題はあると思ひます。

## 吉田富山県知事

私、富山県知事の吉田でございます。きたる25日にアメリカの知事さん方が私の県にお出でいただくことになっております。心からご歓迎を申し上げたいと思ひます。

それぞれの国の性格や発展段階の差による相違はありますが、現在、アメリカ合衆国、ソ連、ヨーロッパの国々、あるいは、OFCDに加盟の諸国において、それぞれ、高度の経済成長を目ざし、豊かな生活水準をもつ福祉国家の建設につらな

る長期総合教育計画を策定、推進しておりますことは、周知のことです。このことは、私は、極めて注目すべきことであると確信致します。

われわれは、経済の高度な成長を、等しく希っております。これを強く望めば望むほど、同時に、われわれは、このための「担い手」、「働き手」としての人間の力をいつそう期待するものであります。しかし、いかに強く期待するとしても、これを求めることにわれわれは性急であつてはならないと思ひます。たくましい、すぐれた能力は、教育によつて育てあげられるのであります。まず慎重な配慮のもとに教育計画を策定すること、そして、その計画を着実に実行することがたいせつであります。私は、教育の本質には、あるいは、“slow but steady”という表現を用いることが適切であろうかとも考えます。私の県においては、このような見解に基き、1953年に作業に入り、1954年以来県政の全般につき策定された長期にわたる総合的な計画に基いて県政を進めております。この計画にはその後若干の修正が加えられておりますが、現在の教育計画も、もちろん、これの一環として策定されたものであります。

この計画のもつ特徴の一つに、科学技術教育の尊重があります。この問題については、さきほどアメリカの知事さんから、また長野県の知事からもいろいろふれられました。私は、特にこの科学技術教育の推進について努力しております。教育計画の中には、科学技術教育の振興について、いろいろ

特徴的なものが盛られておりますが、例えば、後期中等教育すなわちハイスクールの学科の編成においてわが国の平均は、普通課程 6 割、職業技術課程が 4 割であるが、富山県は普通課程が 4 割で職業課程が 6 割で、全国の平均と逆になっております。そしてここ 5 年位の間には普通科 (Academic Course) を 3 割に対し、職業教育を主とする学科 (Vocational Course) を 7 割に持つて行きたいと考えております。この点は、わが国全体の傾向に比べ極めて特徴的なものであります。私は、アメリカ合衆国の教育において、科学技術教育を重視し、この面について近年特に意を用いている事実には、かねてから注目いたしておりましたが、一昨年貴国においてその実情を詳らかにする機会を持ち、とくに貴国の高等学校の物理の教科書、PSSC の物理には感銘を深くしました。また、私は、最近ソ連を訪れましたが、その際、後期中等教育すなわち高等学校においては、徹底した技術職業教育が行われており、わが国あるいはアメリカにあるような、普通高等学校はソ連には一校もありません。すべてが職業技術高等学校でありますこと、ユニバーシティ、或いは、インステイテュートいわゆる大学教育における文化系統と理科系統の比率が、ユニバーシティでは、1 対 3、インステイテュートでは 1 対 3.5、つまり理科系統が大学では 8 割以上を占めております。

また 15 才以上の子供たちに対し数学と物理学を中心に天才教育が実施されており、これら一連のソ連の科学技術教育は、極めて注目すべきものがある事実を見てきました。

富山県には、県立技術短期大学が1校あります。この大学には、5つの学科、すなわち、機械科、衛生工学科、農業機械科、草農業科（Grass Agriculture）、および女子学生のための応用数学科（電子計算機を教える）がありますが、このうち機械科を除く4つの学科は、極めて特徴的なもので、他の大学などにもその類例が殆ど見当たりません。私は、この学科の卒業生の活躍を大いに期待致しております。

私は、私の県の経済成長が、こんごとも、高度のものであることをかたく信じております。現に、この確信が着々と実現されていることを心から嬉しく思っております。そして、同時に、科学技術教育を重視し、それを計画的に推進する努力が、こんごの経済成長に、必らず、りつばな成果をもたらすものと信じております。私は、かねがね、人間をつくる教育計画は、物をつくる経済開発計画に先行すべきであると強く主張し、この線にそつて県政を進めておりますが、この主張とこれを実現するための努力とは、有意義なものであることを、本日のこの機会において、あらためて確認できますことを、心から感謝したいと存じます。

終りに、先程アメリカ側知事さんの報告の中にも触れられましたが、最近アメリカにおいてはデューイのいわゆる生活教育の姿から、宇宙科学時代にふさわしい科学技術教育に思い切つた前進をなされている模様であります。また先程もお触れになつた、地区職業学校という風なものがどのような姿でこの科学技術教育をおすすめるになつておりますか。アメリ

カの最近におきます、いわゆる生活教育から技術教育への転換の方向と職業技術学校について、お知らせをいただければ大変しあわせだと存じます。

## 木下大分県知事

私は大分県知事の木下でございます。さきほど来、すでに教育制度、施設の点については言い尽くされたと思しますので、私は日本がとくに持っている悩みである点にふれて同僚知事さん方、とくにアメリカの知事さん方のご理解を得、またご意見等も承ることができれば幸せだと思います。

さきほどちよつとご質問もありましたが、教育の面で、これを大まかに分けて、昔から徳育、知育、体育と言われております。

知育の点また体育の点では、日本でもそんなに混乱をしていないし、また日本人は相当聰明であります。また私は勤勉であると考えております。さような意味で、知育、徳育の点はそれほど憂うべき点はないが、ただ徳育の点について、先ほどむ話しのあつたように、いままで日本民族が最高の国民道徳、絶対的な国民道徳として信奉してきた天皇に対する忠誠という道徳、これが1946年1月1日の天皇の人間宣言、および間もなくできた新憲法によつて、根本から崩壊したことになるっております。これが日本の徳育の問題についての最

大の問題だと思っております。

そこでそれならば、それにかわる国民道徳はどのような風にあるべきか。申し上げるまでもなく、人間を尊重するという人類不変の道徳であり倫理である民主主義を徹底しなければならぬと考えているのであります。しかしながら、何と申しましても、300年の封建鎖国の政治をやつてきた日本であります。制度の上では大幅に民主主義が取り入れられましたが、まだなかなかその実が備わりません。一例をあげても国民道徳のコーランまたはバイブルとも申すべき教育勅語の問題にしても、戦後すでに18年を経過しております。教育の方面を担当する方がたが長い間検討をされておりますが、これを新たにどのような方向で出すかということに対してもまだ結論が出ておりません。私はこの点については事柄が重大であるために、審議が遅れているのであらうとは思いますが、その間にまた勇気の足りない点もあるのではなからうかということも私としては感じております。

そこで私としては、人間尊重という道徳、それと公共奉仕という道徳、これを十分若い青年に理解させ消化させる必要があると考えております。

そこでその次に申し上げたいのは、さきほども、宗教教育がアメリカで義務教育からシャットアウトされたことをうかがいました。また日本の青少年の犯罪が4割まである。アメリカもそうだということを承つて実は驚いたわけでありまして。私は40年前アメリカに参つたことがあります、その際は

白昼でもホールドアツプがあるから用心しろということをつたひたび言われたのであります。一昨々年アメリカへ参り、さようなことが少しもない。アメリカの社会道徳はその40年間の間に相当前進しているということをしみじみ感じたのであります。そこで宗教の問題になりますが、日本は仏教国であります。さきほど安孫子知事から、日本は仏教国だ、クリスチ教との間にニュアンスの違いがある。個人本位であるかあるいは社会本位であるかというような点が大分違うというお話もありましたが日本は仏教国であります。日本人の生活の中には仏教文化がしみこんでおります。戸籍上は正に仏教であります、仏教的信仰ありや否やという問題になりますと、私は日本ほど無宗教な国民は世界中にないのではなかろうかという感じをしている次第であります。そこでその問題を今後はどういう風にあつかうかということ。これは、仲々容易な問題ではなく、これこそ今後の最大の問題であると考えております。別に私はまとまつた意見を持つていません。

その次に申し上げたいのは、日本はご承知のとおり、明治維新以来かけあしで近代国家を建設して、そのために中央集権的な、しかも指導的な行政が行なわれてきました。その関係で、日本の社会では、国立、公立学校偏重という空気が非常に強いのであります。現に私の県の大分県のごときは、日本の明治維新以来の最大の思想的指導者であり、また日本における私立学校の慶応義塾の創設者である福沢諭吉先生が出ている大分県であります。社会は公立学校に行けない生徒を

私学に回すというのが実情であります。これは、教育は個性をのばしていくところに立たねばならぬと思うので、この公立偏重、私学をあとまわしにするという空気こそ日本の教育問題として最も力を入れなければならないものであります。そういう意味で私は、機会あるたびごとに県民に対し、この官学偏重の社会的空気を改めて、個性をのばす、可愛い子弟を個性をのばす。私学にもどしどしやるような理解をしてもらいたいということを指導方針にしている次第であります。

以上私の感じていることを述べました。アメリカでは、最高の国民道徳が崩壊したということは、なかろうと存じます。どうかかような点について、ご理解を深めていただきたいのであります。またご意見等を承ることがあるならば、こめ上ないしあわせだと存ずる次第であります。

## テネシー州 クレメント知事

議長さん。テネシー州知事が、申上げることが何もなく、長時間坐っていることは、めつたに無いことであります。今回はその理由があるのです。私は知事として第3期を勤めております。そして今年には知事として7年目であります。この間私は、多くの知事会議やその他いろいろの会議に出席いたしました。

もしも日本の政治家と一般的にアメリカの政治家とは、と



りわけテネシーの政治家とは、互に似かよっているとするならば、皆さん方は、しばしば発せられる批判的な言葉に慣れておられると存じます。(テネシーの政治家も今日の会議は批判的な言葉を発する余地がなかったの意)

私は、今回の会議は、明らかに私がこれまで出席してきた最も有益な会議のうちの一つであるということを申し上げ、かつ、それ故に知事各位ことに日本の知事各位にお礼申し上らないとしたら、私は私の義務を怠るものであると存じます。

#### カンサス州 アンダーリン知事

議長さん。私はアメリカ側知事を代表して一言申し上げたいと存じます。私どもは、日本の教育問題について、日本の知事さん方のご意見をうかがうことが出来ましたことを心から感謝いたします。皆さん方の問題は、私どもの問題と同じであることを知り有益でした。

全世界の国民の問題は、非常に似通っていると存じます。しかし皆さん方は、私どもも皆さん方と同様と考えているのですが、教育の分野に進歩発展を遂げつつあることを知つてうれしく存じます。私どもは、日本国民のため、この問題について今朝ここで各種ご意見を発表されましたことに感謝いたします。

## 内山議長

ありがとうございます。それでは、まだほかにもご意見  
ないしはご協議がございましょうが、時間の都合もあります  
ので、この辺で終了したいと思います。

大変議長不手際でありましたが、皆様のご協力を厚くお礼  
申し上げます。

これをもって散会いたします。

## 第 2 会 議

( 大 阪 コ ク サ イ ・ ホ テ ル )

## 第 2 会 議

地 元 知 事 あ い さ つ

大 阪 府 知 事 左 藤 義 詮

1963 年 度 日 米 知 事 東 京 会 議 に 引 き 続 き 、 大 阪 会 議 が こ の 大 阪 に お い て 、 米 国 州 知 事 な ら び に 日 本 全 国 か ら お 集 り の 府 県 知 事 各 位 の 御 参 加 を 得 て 開 催 さ れ ま す こ と は 、 六 百 万 府 民 と 共 に 心 か ら 光 榮 か つ 欣 快 に 存 ず る と こ ろ で あ り ま す 。

そ の 名 も 平 和 の 大 平 洋 を は さ ん で 、 日 米 両 国 は 過 去 一 世 紀 以 上 も 、 政 治 、 経 済 、 文 化 、 学 術 、 そ の 他 あ ら ゆ る 面 に お い て 、 極 め て 緊 密 な 関 係 を 保 つ て ま い り ま し た 。

第 二 次 大 戦 の 不 幸 も 、 「 雨 降 つ て 地 固 ま る 」 の 諺 ど お り 、 現 在 の 両 国 関 係 は 、 日 米 国 交 史 上 い ま だ そ の 比 を 見 な い 程 の 親 密 さ で あ り 、 各 分 野 に お い て 互 に よ き パ ー ト ナ ー と し て 、 手 に 手 を と り 合 つ て 両 国 の 繁 栄 と ひ い て は 世 界 平 和 の た め に ま い 進 し て お り ま す こ と は 、 誠 に 御 同 慶 に た え ま せ ん 。

両 国 政 府 の 間 で す で に 行 な わ れ て お り ま す 経 済 閣 僚 会 議 、 文 化 教 育 会 議 、 科 学 委 員 会 等 と と も に 、 こ の 日 米 知 事 会 議 も 、 両 国 の パ ー ト ナ ー シ ャ ッ プ を ま す ま す 堅 く す る も の で あ り 、 両 国 の 一 層 の 親 善 と 理 解 の 増 進 は 勿 論 、 米 国 州 行 政 と わ が 国 府 県 行 政 に お け る 共 通 の 問 題 点 に 対 す る 考 究 と そ の 解 決 策 を 見 い 出 す 上 に 、 極 め て 有 意 義 な 企 画 で あ る と 信 ず る も の で あ り ま す 。

昨年、東京都および神奈川県においてひらかれました第一回日米知事会議は、大きな成果を挙げましたが、今年度の会議も、昨年以上の成功をおさめるよう希うものであります。

当大阪は御承知のごとく、その面積は最小であります。人口は620万をこえ、奈良、京都とともに古く日本文化の発祥地であるとともに、現代日本の産業経済の枢要地であり、現在もなお、産業構造の高度化に懸命努力しているところでございます。

御出席のみなさまには、どうかこの機会にできるだけ広く御視察をたまわり、わが国における自由貿易の中心に対するご理解、ご認識を一層深めていただきますならば、よろこびこれに如くものはございません。

終りに当り重ねて、この大阪会議が成功であり、意義深いものであることを希い、皆様のご健康を念じて私のあいさついたします。

## 議長就任あいさつ

大阪府知事 左 藤 義 詮

ご指名によりまして、誠に僭越でございますが、私が議長の役をつとめさせていただきます。皆様のご理解とご協力によって、この会議の運営がスムーズに行なわれますよう、どうかよろしくお願いをいたします。

# 青少年問題に対する報告

日本の青少年問題の現状について

金井兵庫県知事

まず日本の青少年問題の現状について申し上げます。

お手もとにお配りした印刷物によりましてご報告いたします。児童及び青少年が健全に育成されているかどうかということが、その国の繁栄のバロメーターになると言つても過言ではありません。

国の大小、あるいは歴史の新旧を問わず、世界のすべての国が青少年問題に力を注いでいるゆえんもここにあると思います。然し、大多数の国が現実には直面している悩みは、青少年非行の問題であります。

それは単に量の増加だけではなく、質の変化を伴ってきています。

特に近年の経済の急速な発展は、国民生活の向上をもたらした反面、失業や低俗娯楽等青少年に好ましくない社会現象を生じ、しかも世界の距離が縮まった今日では、これらの要素は、国家相互間に影響が現われ、各国の対策は益々広範複雑なものとならざるを得ない現状ではないかと思われれます。その点青少年問題の対策こそは、利害を越えた世界共通の言葉となる可能性を十分に持っているものと信ずるものであります。

勿論我が国もその例外ではなく、数年来の青少年をめぐる諸問題は決して楽観を許さない深刻な様相を呈しております。

そこで私は、日本の青少年問題についてその現状分析を試みることは、今後の強力な対策を樹立する上において最も必要と考えますので、中央青少年問題協議会発行の「青少年白書」の内容の一部を引用して、以下現状と特質、その問題点等について触れて見ることにいたします。

初めに申し上げたが、最初に青少年の非行について現状分析をいたします。

終戦から通じて見ると、まず 1951 年頃が数的にピークとなったが、これは朝鮮戦争以来これが減少し、少々愁眉を開きかけたと思うと 1955 年頃から再び上昇カーブを描き始め、これがさらに 1961 年頃になると少年の刑法犯、触法少年を含めて総数 216,000 名（1,000 人当たり 10.5 人の割）となり、戦前戦後を通じて最高の数を示すに至ったのであります。この 1955 年から 1961 年までの大勢を種類別に見ますと、窃盗は横ばいを続けて再び又増加をしています。凶悪犯は増加から横ばいに転じました。

粗暴犯は漸次増加をしてきております。また最近の少年非行の特徴を幾つかあげると益々問題の深刻さが痛感されるのであります。

その 1 つは、少年の非行が低年齢化してきたということであり、

統計によりますと 16～14 才そして 14 才未満という処が



多くなっております。高校生に取ってかわって中学生、小学生層に移っております。

この傾向は、事例としても、所謂「ベビーギャング」とか小中学生による集団窃盗等として新聞紙上にしばしば報道されているところでもあります。

2番目は、中流家庭の少年による犯罪が増加していることでもあります。

1955年から1960年頃まで最近5カ年間ににおける刑法犯少年の家庭の経済状態別発生数の推移は、極貧層は減少、下流層ならびに中流層は増加しております。このことは、最近の事例を見ますと高校生の自動車窃盗、勉学に自信を失った中学生による放火事件等にその特徴を現わしておりますが、概して食べてゆけないための犯行よりも消費ブームに刺激されたから、あるいは家庭教育が不十分であるからという非行が多いといわれています。

3番目は生徒による犯罪の増加であります。

青少年の非行問題について、最近特に焦点となっているのは、生徒とりわけ中学生の非行増加であります。しかもこれらの生徒の犯罪で最も顕著なものは、暴力的な特異犯罪であります。その具体的な行為を見ますと

- ① 集団的リンチ事犯
- ② 教師に対する暴力事犯
- ③ 生徒間の暴力事犯

の順となっております。

4 番目は非行が集団化してきたということであります。

集団非行は、最近における世界的傾向といわれていますが、我が国においても、少年犯罪の集団化現象は、統計的、事例的に明らかにされております。たとえば、屋外もの盗りや、異性に対するいたずらの半数以上は集団で行なわれています。殊に凶悪犯における集団化の傾向が顕著だといわれています。地域的に申しますと、6大都市における刑法犯少年及び触法少年の数は、他の地域の1.8倍を示していますが、大都会には犯罪が多いということがはつきり出ております。このように量質共に憂慮すべき青少年の非行問題の原因は、決して単純なあるいは、表面的な事情によるものではございません。むしろその根底としては、戦後における価値体系の混乱が、青少年の生活規範や考え方を不安定なものにしたということが考えられるのではないのでしょうか。

さらに家庭においては、その養育に当る両親自体が子供に対する指導の自信を失っている場合が多いのではないかと考えられます。また大人あるいは社会一般が青少年にとって尊敬すべきものを持合せていないことを考えた時、若者の中には暴走して道を誤まる者が多く出ていることも無理ではないといえたと存じます。

こうした事を考える時、戦後から今日に至る間の青少年犯罪の増加の一般原因の中でも特に家庭の障害が大きく指摘されるのではないかと存じます。

まさしく家庭は、子供が始めて集団生活を営む最も大切な場

であります。青少年は、この家庭の中で養育され、保護され、しつけられ、遊び、家族と交わりながら、社会生活への適応を学ぶのでございます。

従つて今日ほど家庭において、親子の間に相互信頼に基づく新しい人間関係を確立することが必要な時期はないと思うのであります。

そこで第二に家庭と青少年の問題を取上げて見たいと存じます。青少年の人格形成の上に、なによりも先ず家庭が重要な役割を果すということは、日本に限らず、古今東西を通じての基本的な原理であります。いつの世にも大なり小なり親と子の世代間に意識のずれがありますが、現代社会では、それが特に著しいものがあると存するのであります。

恐れを知らない若者の多い反面、子の養育についてあまりにも自信のない大人も多いのであります。

かくて両親は、新しい時代の教育というものが解らないままに、ともかく学校に任せておけばよいであろうということから、子供にどのような不健全な言動があろうとも徒らに傍観、放任するという結果となつていることも案外多いのであります。

また家庭生活の重要さは、大人の子供に対する権威がそう失われ勝ちなため、相互信頼の人間関係に乏しく、一部の大人は徒らに過去の考え方を固執して抑圧的態度をとり、そのことが益々両者の意識のずれを多くし、不和と葛藤を生ぜしめていることも少くないのであります。

このような事情では、どのように社会が青少年の健全育成の

ために努力しても、最も重要な人間形成の基盤が確立されていないこととなるのであります。

正しい愛情と信頼に立った人間関係が家庭生活の中で得られないとすると、青少年は何らかの別の人間的結合を求めて街頭に出て、やがて享樂の世界にひたり、非行を犯すという事例が極めて多いのであります。

このような事態に対処するため、日本では、国や府県が「家庭における青少年教育の振興」「明るい家庭づくり」という問題を取り上げ、真剣に取り組んでおります。

第三に青少年を取り巻く諸問題を二つ、三つ取り上げてみます。

その一つは、青少年の娛樂の問題であります。經濟成長、余暇の増大、消費ブーム等一連の最近の時勢に影響されて、青少年の娛樂も新しい型のものを生じております。

もとより、この中には健全な遊びも多いが、ここでは世上とかく論議を呼ぶものについて述べて見たいと思います。

これは我が国だけの問題かも知れませんが、まず所謂「カー・ブーム」と称せられるものがあります。最近の乗用車の普及率の上昇に伴い、青少年の間では自動車やオートバイを乗り廻そうという娛樂熱が盛んになつて来ましたが、このようにして若いエネルギーをスピードにかけようという風潮が生じた結果、過度のスピードによる事故件数が次第に増加しつつあるのであります。

さらにまた無免許運転も横行しております。然しオートバイ

や自動車を動かしてスリルを味わうという誘惑にかられた青少年が、自己の経済力では到底及ばないのでこれらの高価なものを盗んで乗り廻すという事例が多くなっていることも注目しなければなりません。

最近の青少年非行の増加のうちで、窃盗のように貧困からの盗みよりは、中流家庭の子女を中心とした享楽を求めての盗みが多いことは新しい特徴の一つと言えましょう。

次に玩具の世界では「ガン・ブーム」という言葉が流行しています。

きわめて精巧で高価な玩具の銃砲と性能も変わらないために、取締りの対象となつたものもありますが、総じてあまりにも本物に近いこの種玩具で遊んで他人を傷つけるという事件をおこしています。

また「消費ブーム」の傾向は、一部の若者達に徒らに享乐的ふん囲気を醸成させて、青少年の深夜外出、盛り場はいかい、深夜喫茶等への出入りまたツイスト・ダンス等の流行という現象がおこっております。

次はマスコミと青少年の問題であります。

現代青少年の人格形成と教養向上のために、マス・メディアが果たす役割は極めて大きいのであります。このため学校向放送、映画の特選推せん、出版物の推せん等、よりよい文化財の普及のための方途が講ぜられております。

然し半面マス・コミはすべてが必ずしも青少年に良い影響を与えているとは限りません。

そこでマス・コミ関係業者は、それぞれの分野で、倫理活動を展開しております。

客観的に見まして、これら自粛活動の効果が次第に上りつつあることは、評価されなければなりません。時にはこれらの自粛が不十分と見受けられるものがありまして各地方で問題を起しております。

そこで、今後は業界の倫理活動の一層の強化が望まれる訳ですが、問題の焦点となりますのは、むしろ自己規制の機関を持たない所謂「アウトサイダー」によつていかがわしい内容の低俗な出版物や低俗興行が野放しにされていることでもあります。これらに対する方策としては、一部府県で条例を制定して業者にある程度の規制を加えたり、県民運動で県民に対する啓蒙指導に努めたりしておりますが、好むと好まざるにかかわらず、家庭の茶の間に入り込んで来るテレビの内容等は、業者の自粛が強く要望されるものであります。

しかし青少年の非行増加を憂慮するあまり、「青少年はなにをしてはいけない」というように特定の行動を禁止したり、あるいは生活範囲を制限するような姑息な方策にのみ終始してはならないと思います。もう一歩進めて大多数の健全な日本の青少年達にそのエネルギーを正しく発揮する活動の場を提供するという積極的な施策がもつと活発に行なわれなければならないと存じます。

こういう意味で、各種健全育成施設の整備が急務とされていきます。

青年の家、ユースホステル、勤労青少年の家、農村青年の研修所、児童遊園、児童館、児童センター等が挙げられますが、これらの施設は現在ではおしなべて数が少ない上に、それぞれの内容につきましても研究すべき問題が多いのであります。今後は、これらの施設の計画的合理的整備計画の策定が必要であると考えます。

以上日本における青少年問題の現状と特質そして問題点について総論的に述べたのでありますが、しかしここで誤解を避けたいと思いますのは、多くの他の健全な青少年が一方ではこつこつと、自己研さんの道を歩みつつあることを知っていただきたいのであります。

さて最後に私の所信の一端をつけ加えさせていただきたいと存じます。

先程私は、家庭教育の重要性ということ述べましたが、あらゆる心理学者は、学説をもとにして、人格形成の問題を「人格形成は三才児の時期に既になされる」ことを強調しておりますが、これは非常に大切なことでもあります。

我が国では、よく子供が中、高校生になつてから、親がやかましくしつけようとする家庭が見られますが、これは子供のためには、全くマイナスであることを知らぬ親が多いのであります。

私はこの点から、乳幼児対策を県行政の上に取り上げまして、県民の一人一人に理解してもらい実践してもらおうように努めてゆきたいと考えまして、今年からこの幼児教育の問題を強力に

とりあげております。

以上概略でございますが、日本における青少年問題の現状と特質を述べ、各位の貴重なる御意見を承わりたいと存じます。



## 青少年問題に対する報告

ワシントン州アルバート D・ロゼリーニ知事

佐藤知事さん、日本の知事各位、同僚の知事諸君、紳士淑女諸君。青少年問題を論ずるにあたり私は、次の事実を重ねてわれわれ自身に強調したいと存するのであります。すなわちアメリカの——日本でも世界の各国でも同様と思いますが——はるかに多くの青少年は、善良で正直で進取の気象に富み、わが国の福祉のために多大の貢献をしているということであります。

私どもは過去 1 週間にわたり、日本の青少年、とくに彼等のすぐれた行動や表現や深い関心を観察する機会を得たのであります。私どものうちには、日本には青少年問題など果してあるのだろうかという疑いをもつたものもあると思うのであります。私個人としましては、そんなに悪い少年や少女はいるものではないと考えており、また、矯正や指導や注意に従わないような青少年はいないものだと考えております。

私どもは、アメリカで非行青少年の取扱いは、地方的なまた州の問題であると存じております。もつとも連邦政府も、州に対し財政的その他の若干の援助を与えて参りましたが。

ただ私は、すべての青少年は矯正や指導に応ずるものであると申し上げましたが、この私の言葉と一致して、多くの州では「矯正診断所」——私どもの州の呼名——を設立いたしました。

これらの矯正診断所の事業は、次のとおりであります。何らかの理由で捕えられた少年は、監獄に送られたり、地方刑務所に監禁されずに、裁判所から州施設局に引渡され、此処から矯正診断所に送られます。此処でその少年は、心理学者や精神病理学者その他熟練した専門家の診断とカウンセリングを数週間受けるのであります。この診断の目的は、少年の悩みの原因は何であるかを決定するのであります。この専門的診断ののち、多くの場合少年は、家庭に送られ、既定の事後指導を受けるのであります。またこれに代ってオーナー、キャンプ（名誉を重んずる収容所）に送られる場合もあり、あるいは一そう重症の場合は、感化院に送られる場合もあります。私がここでオーナー、キャンプと申しますのは、特に私どもの州にあるキャンプを意味しておるのであります。私どもの州には、このようなキャンプが既に八つありますが、ここに送られて来る少年たちは、森の中で作業に従事し、監督者のもとに訓練を行い、更生の努力をいたしております。私はこれらの各種の計画の価値を強調いたしたいと思うのでありますが、それには私の州の状況をお話するのが最もよいと存じます。

すなわちこれらの計画の結果めんどろを起した者や重ねてめんどろを起す可能性のある重犯者は、約 50 パーセントに減少したのであります。

さて私は、青少年問題の最も重要な部面について、一言申し上げたいと存じます。それはもちろん予防の部面であります。私どもは、全国的に多くの予防計画を立てております。これまで

非常に有効であつたと私が考えております計画の一つは、各市各地域会社に設けられた「地域社会ガイダンス・センター」と呼ばれておるものであります。一般にはもちろん個々の少年をガイダンス・センターに差向けることは学校がいたしております。このガイダンス・センターは、非行予防の上に多くの功績を立てており、初期段階において非行の原因の絶滅に努力いたしております。

青少年問題に対する最も重要な回答の一つは、青少年雇傭の問題であると存じます。当然の結果として私どもは、各州に青少年雇傭委員会をもつており、地方のサービス・クラブや地域社会の機関と協力して、夏季期間中や高校の授業終了後あるいは、いわゆるサボ学生等のため仕事を探してやっております。私自身国家的水準で肉体労働の再教育を施すならば、青少年のみならず成人も、経済的に自立させるために多大の効果があると考えております。

私どもは、その他多くの計画をもつておりますが、たゞ今それらについてお話する時間の余裕がございません。恐らくそれらのうちのいくつかは、質疑応答の時間に、討議されるのではないかと存じます。ありがとうございました。

## 意見発表

### 佐藤長崎県知事

私は長崎県知事でございますが、ただいま大変いいお話を承わりましてありがとうございます。

お尋ねしたい点が主になりますが、さきほど兵庫県知事さんもちよつとおふれになりましたが、青少年対策は、当面としては、不良化防止ということが大きく浮び上がっておりますけれども、不良化したもののあとの措置は非常にむずかしい問題であります。青少年問題は不良化防止対策に終るべきものではないと私は思います。

すなわち、青少年の持っている大きな力をのばしてやるという積極的な面、これが私は80%以上だと思うのですが、不良化防止とも関連して、学校に入る前の2才から5才までの乳幼児対策の必要性が非常に叫ばれているわけにあります。

日本においてはまだ公の施設では余りこういった問題はとり上げられていないが、合衆国において、各州で乳幼児対策でどんな問題をとり上げているか、まだとり上げられていなければ民間でどういう風な施設ができつつあるか、そういったことについてお話を聞かせていただきたいと思っております。

### ワシントン州ロゼリニ知事

児童がどこかの学校に入学する以前に、州が公的な立場で何らかの教育を行っているかということにつきましては、ア

アメリカの大多数の州では、学校による教育訓練は、何ら行っていないと思います。

### **佐藤長崎県知事**

州としては、そういう施設はしておらないということですが、民間で、あるいはプライベートで、あるいはオーガニゼーションで、そういったものは乳幼児の施設にどのようなものがございませうか。たとえばナーサリー・スクールというものも十分に普及しているという話だが、そういったことについてお話を承わりたいと思います。

### **ワシントン州ロゼリニ知事**

アメリカのある地方では、また、私の州も含めてある州では、いくつかの私立団体が、幼稚園入園前の児童の訓練を行っているところがあります。しかしながらこれらの多くは、個人が経費の支出をしなければならないような学校であります。そして少くとも私の州では、全アメリカを通じても同様だと思いますが、幼稚園入園以前の訓練のために、その経費の支払が出来る出来ないにかかわらず、自分で経費を負担している人は、そうたくさんはないと思います。

### **中西石川県知事**

さきほど兵庫県の方から日本の青少年問題についてのアウトラインについて説明がありました。またそれについて

て説明がありました。またそれについての見解も述べられました。さきほど米国側から、現在やっておられるお話を伺ったわけであります。大体米国においてやっておられますことも、日本において制度上取り上げていることも同じかと思いますが、よく似たことが多いかと存じますので、簡単に石川県の現状を申し述べたいと思います。

石川県は人口 97 万人であります、その少年犯罪の特徴は、さきほど金井さんが申しましたように凶悪粗暴化、第二にだんだん年齢層が低くなること。第三に集団化、第四に中流家庭での多発が挙げられます。しかもその発生件数は 1962 年において 1,527 人であります。これは 1933 年から 1944 年、すなわち戦前と比べて約 5 倍になっております。しかも全犯罪の中で、少年犯罪は 31% を占めております。さらに重要なのは、これら犯罪少年の予備軍と見られる「犯罪のおそれのある少年」が次第に増えていることでもあります。その原因等につきましても、さきほどの金井さんの分析に同感でありますから省略して、石川県では現在 1959 年に青少年保護育成条令を制定しました。そして悪い本の追放運動をすすめ、また少年補導の指導員制度をつくり、校外指導を強め、また少年補導センターをつくって婦人警察官やあるいは母親による補導をすすめております。

さらに一步すすめて、健全な青少年の育成をはかるために、社会を明るくする運動など各種の県民運動やスポーツの振興、保育所、児童会館をはじめ社会教育センターなどを手がけて

おります。そして県に青少年のための特別のセクションを設け、また県の青少年問題対策協議会を作っております。しかしさきほど長崎の知事から話があつたように、乳幼児の教育について、極めて重要であります、これは今後努力せねばならないと思っております。

こういう風に県の行政面からの措置を行なっておりますが、残念ながら、現在の社会の風潮をはじめ、諸般の事情からなかなか予期するとおりに社会全体に浸透しておりません。また青少年問題についての専門家がなかなか養成できないということも私どもの悩みであります。

そこで青少年非行防止について、アメリカの各州でどういった具体策をとつておられるか、また二番目に青少年問題を取りまく社会環境浄化のためにどのような施策をとつておられますか。また第三番目に、一般に青少年問題についての理解と協力を求めるために、どのような方法を考えておられるか、こういった点について、さきほど一応伺つたわけですが、重ねてお教え頂ければ幸であります。

## **デラウェア州    カーベル 知事**

佐藤知事、日本の友人の皆様および知事各位、アンダーソン知事およびアメリカ代表各位。先づ始めに私は、一人の息子と3人の娘の父であることを申し上げたいと存じます。

また私は、2人は5才、1人は3才の子供の祖父であります。私は、わが国および世界の将来に重大な関心を抱いているものであり、また今日の世界は急速に変動している世界であることを存じております。

私はまた、今日少年非行の問題のうちに、二つの大きな問題をもっていると考えます。これら二つの問題とは、伝達機関（コミュニケーション）と刺戟とであります。ある世代が次の世代と思想の交流をすることは、常に困難なことであります。なぜならば、世界は急速に変動しているのでありまして、私どもは、子供たちが利口であるが故に、この目的達成のため迅速に変移する手段を用いねばならないのであります。彼らは聰明であります。時には私どもの想像以上に聰明であります。私どもは、私どもの子供たちを過少評価してはならないのであります。そしてこのことは、私どもは将来を過少評価してはならないということになるのであります。

私どもは思想伝達のための偉大な道具、偉大な新しい道具をもっております。この道具が従来ややもすれば破壊的なやり方で用いられて来たのであります。これがテレビジョンであります。私どもは来るべき世代に対し、すぐれた思想の伝達をするため、建設的にテレビジョンを利用しなければならないのであります。子供たちは、娯楽のため、また、快樂のため、また時には不必要な暴力を刺戟するため、1日のうちの多くの時間をたやすくテレビジョンを使用いたします。私



どもは賢明であり、テレビジョンを建設的に利用すべきであります。

しばしば子供たちは、要求を充し得ないため、また理解しないため非行を行います。これはわれわれの責任であります。われわれが思想の伝達を行わなかつたのであります。教育テレビを通じて、思想伝達のもち、この能力を多量生産するすぐれた教師を見出すことにより私どもは、子供たちの能力を高め、理解と同化を勝ち得るのであります。また、各教室には、教室の先生がおります。有益な教育テレビが全国に、全州に、全県に放送されておりますならば、生徒が恩恵を蒙るばかりでなく、教師も改善され、かくしてわれわれは、教育水準を高め得るのであります。

閉回線テレビによりわが国では、一時に6番組の放送が可能です。それ故12学年あるとすれば、このような閉回線により、一地点から、12の建設的番組の放送が可能です。これこそ青少年非行を根絶するための良策であるというのが、私の熟考した意見であります。それは、教育テレビのもたらす指導力と、すぐれた教育手段により子供たちに与えるよりよき理解とのためであります。これが私が指摘したい第一の点であります。

第2の点は、次の点であります。私は少年義勇団指導員であります。昨晚私どもは箕面市でボーイ・スカウトとガール・スカウトの歓迎を受けました。これは私にとって霊感的なことでありました。アメリカでは、そして私の州では、青少

年の約 20%は、ボーイ・スカウトかガール・スカウトの団員であります。もし 100%ボーイ・スカウトかガール・スカウトの団員でありましたならば、事実上青少年非行は無くなると心から信じておるものであります。義勇団の計画は、州が支持しているものではなく、州民からの自発的寄付により支持されておるのであります。その計画はすぐれたものであり、若い人々に偉大な目的、偉大な野心を成就するように刺戟を与えております。それ故この義勇団の計画を全世界に唱導したいと思えます。それは若い人々に彼等の最善を尽すようにし向ける計画であるからであります。少年少女義勇団は、われわれの限られた時間と空間のうちで目覚ましい体験を与えるばかりでなく、人格とすぐれた能力とを啓発する助けとなる多くの教育計画をもっているのであります。

第 3 の点は、職業教育が、現代の世界では、次第に重要になってきているという点であります。私どもの州には、3 郡ありますが、それぞれの州に職業学校があります。現今未熟練労働者には、だんだん仕事がなくなつてきております。それ故私どもは一そう訓練を行なわねばなりません。建設的計画や意見を取り入れ、教育過程を高めて行くなれば、私どもは、青少年非行の問題を解決し得ると信じます。ありがとうございました。

### **田中三重県知事**

私は、三重県の田中知事でございますが、重複することを

避けて、二、三の点について私見を申し上げ、あわせてアメリカの実情を伺いたいと思います。

私は日本の当面する青少年問題には二つの基本的な背景があると考えております。

その一つは日本の戦後における経済の復興と発展は、まことに顕著であるけれども、いかんながら精神面の復興が甚しく遅れているということでもあります。終戦とともに、忠君愛国を基調とした国民理想が崩壊したことはやむを得ないとしても、これに代る新しい国民理想がいまだ国民生活のなかに滲透し確立されておられません。そればかりではありません。今日までの国民理想の中に含まれていた東西古今を通じてあやまらない道徳観念まで、大きな動揺を受けてしまったということでもあります。これは今日の青少年問題の一つの大きな訓言になっていると私は考えます。

もう一つの背景は、日本の急速な経済の発展に伴って、人口なかならずく青少年の都市集中が急激に進行しているということであつて、しかも都市が青少年にとってはまことに有害な環境に満ち満ちている。このことが日本の最近の青少年問題の他の一つの大きな原因だと考えております。

私はこういう根本の問題について討議したいのでありますが、時間がないので個々の具体的な問題について、次の4点にしぼつて問題を提起したいと思います。

その一つはさきほど兵庫県知事のご報告にもあつた、子供のしつけの問題であります。日本では戦後子供の自由を尊重

するあまり、学校においても、あるいは家庭においても子供のしつけに遠慮がちな点がみとめられるのでありますが、今後これを是正することが極めて重要であると私は考えてまいります。

西欧諸国では、幼少期のしつけをとくに重視しているときいているのでありますが、アメリカにおける実情がどうなっているか承れば大変幸せと存じます。

第二は青少年をとりまく環境の浄化の問題であります。たとえば不良出版物については、本県でも青少年保護条例を制定し、青少年に見せたり売つてはならない図書を指定し得ることにはしておりますが、業者の団体からの自粛の申し出もあり、現在のところそれに期待する建前で、実際上は指定にふみきつていないのであります。この問題については、不良図書指定の法的措置を積極的に講ぜよという意見と、社会教育、社会倫理の高揚によつて自粛的に不良出版物などを青少年から遠ざけていくべきであるという意見がありますが、アメリカではこのような問題にどのように対処しておられるか、その実情、ご意見をうかがいたいのであります。かつてチャタレー夫人の恋人について、アメリカでは裁判沙汰にまでなつたということを知っておりますが、そのときの結論的な見解でもお話し願えれば大変参考になるかと存じます。

第三は勤労青少年対策についてでございます。冒頭に申し上げたように、日本の青少年はいまや地すべりの様相をもつて大小の都市に移動しております。本県の数字をあげてみ

ても、中学校、高等学校を卒業して、農林漁業に就業したものが 1955 年には全卒業生 19,000 名の中 5,225 名すなわち 27.5% であつたものが 1961 年には全卒業生 16,600 名中わずかに 1,218 名すなわち 7.4% となり、如実にこの傾向を物語っております。しかも都市に働く青少年の多くが中小零細の事業所に就業し、住宅厚生などの施設に恵まれないために、いわゆる勤労青少年の対策を強く要請しているのが日本の現状であります。これについては、最近逐次施設の整備が行なわれてはおりますが、まだ十分ではありません。アメリカではこのような勤労青少年問題がどのような形で存在しているのか伺えれば幸せと存じます。

最後に青少年の団体活動について、さきほどデラウェア州の知事さんから、ボーイ・スカウト、ガール・スカウトのお話を伺いましたが、農村の 4H クラブが、青少年の団体活動に対してあるいは青少年対策として、どのような役割を果しているか承わることができれば幸せと存じます。

#### アイダホ州 スマイリー知事

佐藤知事さん。田中知事さん。私は、4H クラブの活動についてのご質問にお答えできるかと存じます。と申しますのは、私もまた田舎の選挙区から選出された知事だからであります。私どもの州では 4H クラブの運動は、すこぶる活ばつ

に行なわれております。また若い婦人には「将来のアメリカの主婦」(Future Homemakers of America)と呼ばれる同様な運動が行われております。これらの運動は、ボーイ・スカウトやガール・スカウトの運動と同様に、私ども農村地方では、いずれも有益な成果を挙げて参りました。私自身これらの運動を有益なものであると考えて参りました。それは彼等の運動が家族ぐるみ経済上関係するといった活動に指向されているからであります。

わが国における――日本でも同様と思いますが――青少年非行の根源は、主として家族単位から出発する訓練の欠如に帰因すると考えます。4Hクラブ、未来の主婦クラブ、ボーイ・スカウト、ガール・スカウト、少女キャンプ・ファイアー運動等のような青少年のための家族的団体を強化することにより、後年非行の発生を防止するため、幼少時代に必要な本質的訓練を施すことが出来ると信ずるものであります。

私は田中知事が指摘されたもう一つの点に対するお答として、次のことを申し上げたいのであります。私どもはずっと以前アメリカで、裁判所は必ずしも公正でなければならないというのではなく、単に最終判決を下すにすぎないものであるということを聞きました。それ故私どもは「チャタレー夫人の恋人」に対し、皆さん方にお詫びいたす以外どうにもなし得ないのであります。

それは検閲制度以前の書物とフィルムなのであります。ありがとうございました。

## 北 福 井 県 知 事

福井県知事の北でございます。時間もせまっているようでございますから、福井県で特異と思われる点だけを申し上げたいと思います。福井県の実情も各県と軌を一にしております。

福井県は石川県に南接している小さな県であります。県民性は北陸特有であつて、比較的温厚であり、過去には年間1件の凶悪犯罪もなかつた記録があります。当局ではその原因について調査をしたこともあります。現在においても、非行青少年が激増はしておりますが、全国比から見ると幾分低いのであります。その原因の一つは、県民性によるのであります。そしてこの県民性をつちかつたものは何かと申しますならば、それは真宗が非常にさかんな地方であるからであります。私どもの年代の北陸生れのものには幼年の頃は殺生はしてはいかぬ。人のものをとつてはいかぬ。悪いことをすると地獄へ落ちるぞといつもいましめられ、三度の食事の前には仏壇の前で手を合わさなければ御飯は与えなかつたのであります。

今日のわれわれの家庭ではこんなことをすることはほとんどなくなつております。いまこうした風習をかれこれいうわけではありませんが、やはり幼年のころの家庭のしつけとして因果応報の宗教教育をなすことが非常に大切だと思います。キリスト教の米国ではこうした教育が家庭で行なわれている

と聞き敬服しております。非行対策の問題も各府県大同小異であつて各県知事の申されたことに尽きておりますが、私の所見を申しますならば、一番大切なものは、いま申しました宗教教育を含めた家庭教育の振興であると思ひます。

親の正しい愛情の問題、正しいしつけの問題であります。最近、さきほどお話のあつたように、裕福な家庭の子女の不良化が問題となつてゐる反面に、貧困な未亡人家庭等の子女の不良化は少ないのであります。この原因などは100%親の愛情にあります。感受性の強い青少年にとっては、親の言動には最も鋭敏であります。貧困な未亡人家庭等から不良児を出さないのは、親の子に対する愛情の深さに打たれるからであります。日本の諺に、家貧にして孝子出ずというのがあります。昨年の中児童福祉審議会が所管大臣に答申している中に、非行少年対策について次のことを言つてゐるのは適切であります。非行少年をなくするためには何よりも暖かな家庭をつくることであります。このために公私の指導機関、たとえば助言指導者制度を設け、家庭設計や育児の相談指導に当らせる。また母子家庭、低所得階層を対象に母親のためには休養施設、子供には野外活動の機会を与える。学校教育も戦後道徳教育を廃止したのは今日の非行問題の大きな原因でありました。学校、社会、教育ともに反省すべき時期であります。

最後に、現在すなわち今年の10月1日から11月31日までの期間において、福井県において今年度青少年問題協議



会が企画して行なっている青少年保護育成対策について一言いたします。それは本県でことしはじめてやったのでありますが、親と子の20分間読書により、豊かな人間性を培う。第二は、青少年のスポーツ振興により、健康と体位の向上を図る。以上を全県を一丸として推進中であります。

## フロリダ州　ブライアン知事

私は、日本とアメリカの知事さん方のお話を興味深く拝聴いたしました。そして私は、再び私がずっと以前到達した結論に立ち戻ったのであります。すなわち青少年を正しい生活と善良な市民に導こうとするわれわれの努力の成否は、われわれは生きるための立派な価値を彼等に与えうるか否かにかかっていると思うのであります。若い人々は、何物かを強力に求めております。大望を抱いております。そして私は若い人々のため、価値標準を創らうとするある種の人々の危険を認めるものであります。他方若い人々が彼等を善なる行為に導く価値標準を、彼等自身で選ぶのでなければ、われわれのすることは何事も成功しないと思うのであります。

デラウェアのカーベル知事は、このことに「動機づけ」という名前をつけましたが、よい名前であると存じます。

アメリカではこの動機づけあるいはこれらの標準は、歴史的に数個の源から発せられてきました。一つの大きな源は家

族でありました。しかし生活のテンポ、教育の発達、職業に従事する母親たち、テレビや新聞を通じて家庭内に入り込む世事等と共に、家庭の影響は破壊されつつあるのであります。

われわれにとって第二の動機づけの源は、学校でありました。しかし現今学校では、いわゆる「文芸」とか偉大な文学とか、各時代の偉大な道徳的価値等の古いものにたよるよりはむしろ科学であり、工芸であり、若い人々の人格形成をする道徳的判断を失っておるのであります。

それに最後にアメリカでは、われわれは、教会や宗教により、また若い人々を教会に連れて行ったり、自分らが他人からしてもらいたいと望むように他に対してやることを教え、また十誡に従うことを教えたりして、これらの価値を若い人々に知らせるように努力して参りました。しかしながら世間は、若い人々を教会に強制しようとして、かえって教会から遠ざけるような傾向があります。そしてわれわれの仕事は、これらの影響によつて失われた道徳力を、必要ならば、他の強力なすぐれた道徳力によつてとつて代らせる何らかの方法を見出すことでもあります。ボーイ・スカウトや各種青少年活動、運動競技等は、よいことであり必要でもありますが、アメリカにおいてわれわれが将来に喪失しようとしている本質的要素の一つは、若い人々の生きるための価値標準であります。

そしてこれこそ青少年問題解決の根源であると存するのであります。

## 老人対策についての報告

### デラウェア州 エルバート N・カーベル知事

議長さん。佐藤知事さん。日本の知事各位および友人の皆様。アメリカでは、老人の占める割合が、ちょうど日本の場合と同様に、増大いたしております。このことはもちろん、極貧の老人たち、貧乏で自分の世話もできないような老人たちのみならず、職域を退いた老人、文字通り何の計画をもたない老人、また、何もすることのない老人たちに大きな問題を提起いたしております。

先づ私どもは、偉大なるアメリカ人フランクリン・デラノ・ルーズベルトによつて始められたわれわれの偉大な社会福祉計画についてお話したいと存じます。この計画は、第一に自分たちの福祉のための資金すらもたない貧しい人々に保護を与えることであり、一般に「老人援護」の名で知られています。この老人援護運営資金として連邦政府がおよそその三分の二を、州政府が凡そ三分の一を支出いたしております。例えば私の州では、老人援護の最高額は、月額 100 ドルであります。約 18 年前の終戦直後、老人援護の最高額は、月額 25 ドルでありました。

貧困者のための連邦計画のほかに、私たちは、福祉家庭すなわち老人ホームを設けておりますが、これはその他の州で

も同様のことと存じます。このホームは、私の州および郡が維持しております。連邦政府は財政上の支援はいたしておりませんが、食費と住居費の一部を支払うことが出来る者は、これを支払っております。また時には連邦政府が、老人援護計画によつて補助することもあります。言葉を換えて言えば、老人たちは月々相当額の支給を受ける資格をもっており、これで彼等の賄料の一部を補助しています。

私の州では、建物も人口の増加と歩調を合わせ、老人福祉ホームの増加を計っております。数年前一法案が議会を通過しましたが、この法案により、極貧者のみの医療保護のため、2対1の割合で州資金に見合う連邦資金、すなわち、州資金の2倍の連邦資金が支出されることになりました。全く金を持たない者だけがこの保護を受けることが出来ます。すなわち自分たちの医療費を支払うことが出来ない者が、この資金を受けられるのであります。アメリカの各州のうち凡そ35ないし40%の州は、これらの資金を受けられる法律が通過しました。この金は、自分たちの医療費を支払うことのできない極貧者の入院費、診療費、歯科治療費その他一切の医療費に費されます。またこの金は、薬品にも費されます。もちろん皆さん方はみな若い知事さん方ではありますが、だんだん年を取られるにつれ、より多くの薬が必要になることがお分りになると思います。それ故老人たちが、必要な薬品を買うことができるように、十分な資金を持つことは、頗る重要なことでもあります。なぜならそのことは、老後に多くの楽しみ

を与え、また、恐らく生命の延長ということにもなるからであります。

私どもの偉大な社会保障プログラムの第二の点は、法人団体の中で働き仕事をもっている人々や、医師、弁護士、農夫のように、使用人と一緒になつて、連邦年金計画のため、毎月給料の4%を支出している一般の市民たちに、年金を支給することです。男子は65才で職をしりぞき、年額1,200ドル、月額100ドルの年金を受けることができます。また彼等の妻は、62才で年額100ドルの年金を受けられるのであります。

また、この社会保障計画で、夫が死亡し、小さい子供がある場合妻は、子供たちが18才になるまで基本金額を受け得るのであります。もちろんこれらが、福祉計画又は年金計画であつて、多くの会社や、法人団体はこのほかに彼等の従業員のため固有の年金計画をもつております。ある場合には従業員がこの計画のため拠金し、またある場合には、100%法人団体が支持しております。

一般的にかなりよい保護を受けております。しかしながら私どもは更に一步を進めて、財政的に裕福であつても、職域をはなれた人々に対する年金計画を用意すべきであると、心から信ずるものであります。

# わが国の老人対策について

久松愛媛県知事

## 1. 老人問題の抬頭

本日は、日米知事会議の席上で、わが国の老人福祉問題につきましてご説明申し上げる機会をえましたことは、私の最も喜びとするところであります。

わが国におきましても老人対策の問題が世人の耳目をひくようになり、これに対する福祉の措置が講ぜられるに至りました。その背景としては、

- (1) 人口構造の変化による老令人口の増加
- (2) 世帯構造の変化に伴う老人の生活の問題
- (3) 老人の労働問題
- (4) 老人の生活と健康

などの問題があけられておりますが、これらの要因をみましても老人問題が容易でないことが把握せられる次第であります。特にその主要な要素であります国内の老令階層の様相を考察いたして見ましても、こと10年間余において、

- 医薬の進歩
- 公衆衛生施策の積極化
- 社会保障施策の推進
- 国民の衛生思想の向上

などの諸因によつて、老令人口は別表にも示しますように年々著しく増加の傾向を示しております。また、国民平均寿命につきましても 1947 年（昭和 22 年）を契機といたしまして大幅に伸長を示して参つてゐるものでありまして、これらは独りわが国のみの現象ではなく米国におかれての 1959 年の老令人口比率は 8.7% を示しており、フランス、スウェーデン、デンマーク、西ドイツ、スイス等の諸国においても共通した傾向をみてまいつてゐるものであります。このように老令人口の増加に従つて老人福祉問題は、ますます重要性が加味され、今後、早急に推進すべき問題として地方行政に新たな重要課題を提起するに至つております。

これら人口構造の変革の原因としては、第 2 次大戦後の出生率の激減と国民体位の向上による死亡率の減少に起因するものと思われませんが、それとともに世界に例を見ない戦後の出生率低下が、わが国人口の老令化を短期間に促進させることともなつたものであります。

## 2. 老人福祉向上策の問題点

そして、これら老令人口の増加に伴う老人福祉問題は、1963 年（昭和 38 年）8 月法制化されました「老人福祉法」の施行によつて今後発展の道が開かれたのでありますが、この施策も漸くその緒についたばかりでありますので将来への努力がさらに必要であると存するものであります。現在の社会事情下におきましてはまだまだ恵まれない老人が数多くいるのであります。そのうちにおいても経済的安定は確保さ

れていてもなお精神的には不幸な場合もあり、又、反面物質的に極めて恵まれない老人もあります。働く意志と健康を持ちながらその機会をもたない多くの老人も見られます。従つてこうした老人層の人々の不幸な条件を除去して幸福な人生への歩みを持たせることが最も重要な課題でありまして、今後の老人福祉向上のための方策といたしましては、現在、

- (1) 老人ホーム、軽費老人ホームの増設
- (2) 老人福祉センター、老人保養所の設置促進
- (3) 老人家庭奉仕員制度設置の推進
- (4) 老人クラブの育成、指導
- (5) 老人の無料健康診断の実施

などをはかり、着々その成果を収めている現状であります。

次に、今後におきまして老人福祉向上のために推進すべき諸問題として考えられますことは、

1. 老人の就業に関すること。特に停年制の延長ないしは再就職に関して国家的な配慮を必要とすること。
2. 老令年金の拡充、社会保障制度の改善
3. 老後の精神的安定のため、家庭の新らしい構造について再考すること。
4. 老令者の健康を保持するために、老人医学の進歩に合わせて老人病院、診療所などの社会的施設を整備すること。
5. 老人医学、老人心理学、老人社会学などの各分野にわたる総合的な研究がなされ、いわゆる老人科学の大成がなされること。



などが当面求められているものであります。こうした課題は、社会的、経済的条件によつて左右されるものでありますのでこれらの条件も併せて常に新しい検討を加えて行かねばならないと思われまゝす。

さて、最後に申し述べたいことは、米国におきましては、老人全体を低所得階層という範囲に入れ、社会福祉の対象として取り扱つておられるようでありまゝすが、わが国におきましても前にのべましたように近年ようやく老人福祉問題に取り組む体制がととのい、国民運動として一般国民の関心も強まつてきております状況でありまゝすが、今後この面の施策の向上を計ります範として米国における老人福祉対策のプログラムが、わが国にも取り入れられまして、日本的に消化せられ、老人だけでなく、国民全体の福祉の向上に役立つことができれば幸いと存じます。わが国におきましては、多年懸案となつておりました「老人福祉法」が制定されましたのを機会として、精神的、身体的なハンデイ・キャツプを有する老人に安らかな生活を保障し、その健全な心身の向上に必要な措置を講ずるとともに、多年社会に貢献してきた老人を敬愛する念をもつて処遇いたしまして、老人が幸福な生活を営むことができますよう地方行政を一層推進いたしましことを申し上げまして、私の報告を終らせていただきます。

## 意 見 発 表

### 谷 口 滋 賀 県 知 事

滋賀県知事谷口でございます。

第 2 回日米知事会議におきまして、20 世紀後半における世界共通の最も大きな社会問題となつております老人対策について意見を述べる機会を得ましたことは、わたくしの光栄とするところでございます。

わが国における老人問題も相当深刻な状況になつてまいりましたことは、ただいま愛媛県知事より御報告されたとおりであります。ちなみに、滋賀県における状況を申し上げますと、本県の人口は、現在は 84 万 3 千人であります。その中の 60 才以上の人口は 10 万 1 千人ですから、その構成比は 11.94%となつております。この比率は、全国第 1 位の高率を示すものでありまして、わが国の 1980 年における推定構成比に達している訳であります。このことは、わが国の一般的現象としての出生率の低下や平均寿命の延長されたこと、および本県の産業構造が第 1 次産業が主体であつたために隣接する商工業生産の大都市である京阪神および中京地区に対する若年労働力の供給源地帯であつたことなどがその主因をなすものと考察することができます。しかしながら、本県は、その地理的好条件から最近著しく工業化が促進され、

1956年から1963年までの間に194の工場が進出してきており、今後においてもさらに工業化の方向をたどるものと考えられます。したがって、私は今後の生産人口の確保と老人対策は県勢発展のうえに最も配慮されなければならない重要な問題であろうと考えております。そこで私は、滋賀県がわが国第1位の老人人口の構成比をもつ県であるだけでなく、全国第1位の老人福祉県とするべく考えてゆきたいのであります。幸い本年8月1日から老人福祉法が施行され老人福祉のあるべき姿、将来への方向、国、地方公共団体等の責務が明らかにされたので、これに対応して積極的な施策を講ずるべく目下策定いたしております県勢振興8年計画のなかに老人福祉に対する施策をおりとむべく、目下検討いたしている状況であります。

本日老人福祉の先進国であるアメリカ合衆国の知事各位と一堂に会しました機会に、米国における老人問題等について、二、三お尋ねいたしまして、本県における老人福祉に資してまいりたいと存するのであります。

従来わが国は、家族主義の国であり、その伝統的な文化を背景として、若い世代より成る家族員と老人との間に相互扶助的な人間関係が保たれ、老人の地位と生活の保障は安定いたしておつたのであります。戦後における家族制度の崩壊と、社会的・経済的変動に伴い最近新旧思想の対立や扶養についての義務感が減退する風潮がみえてきております。

しかしながら、私は、老人の幸福は、家族との一家団らん

の中になければならないと考えるものでありまして、家族間における相互扶助的な人間関係が損われてゆくことを誠に遺憾に思うものであります。

英国におきましては、法律上の扶養義務は規定されておられません。これは道徳上当然のものであるという考え方に基因していると承わっております。

米国における扶養義務についての考え方、米国民の家庭における扶養の実体について承りたいと思う次第であります。

第 2 点は、わが国においては「老人には家庭を」という考え方から、老人福祉に理解のある方々に不幸な老人の養護を委託し、その費用については公費負担をする、いわゆる養護委託の制度が新たに設けられたのであります。私はこの制度は、人類愛と相互扶助の精神に立脚したすぐれた制度であると考えております。米国においても老人の養護は「施設から自宅へ」という方向にあると承わっているのであります。養護者のない不幸な老人に対してどのような施策をとっておられるか承りたいのであります。

第 3 点は、老人の再就職の問題であります。

わが国における会社の殆んどが定年制を実施いたしてありまして、その大部分が 55 才の定年制であります。現在わが国は非常な求人難にあります反面に高年令層においては極めて深刻な就職難となつております。まだ働ける人々を強制的に退職させ働く権利を奪うことは社会正義の問題であると考えております。米国における定年制の実施状況とその

後における再就職あるいは老人の職域がどの様になっているかを承わりたいのであります。

以上で質問を終わりますが、わたくしは、多年にわたる社会の貢献者としての老人の処遇を確立することが、県民に安定した老後の期待をいだかせ、ひいては勤労意欲を高め、県勢発展の原動力となるものと確信いたしておりますので、今後一層努力をいたすことを申し上げまして私の意見発表を終わります。

#### **デラウェア州     カーベル知事**

佐藤知事さん。私は、私どもは65才以上の人々の才能を活用したいものだと言われた谷口知事さんのお話を推奨したいと存じます。このことについて私は、もう少しお話したかったのですが、あなたが私の話はもう終わったとお考えになったのだと存じます。私は、多くの65才以上の人々が、すぐれた才能をもっておられるということは、最も重要な点だと存じます。

それ故特に公的な仕事に従事している私どもにとって、これらの十分な教育を受けた市民が提供される機会を利用することが大切であると存じます。例えば、民間防衛のうちには多くの退役軍人がおつて、私どもの民間防衛組織に援助を与えております。私どもの大学では、退職した法人団体の指導

者や著名な市民を勧誘して、大学の集会所や教室や大学内で指導権を与えております。そして私は、人間の暦年齢は、必ずしも生物学的年齢と一致するものではないと考える者の一人であります。それで65才が停止の年齢と考えられておりますが故に私は、今日65才以上の人々から、わが国はもちろん世界も、多ぐのものを得ることが出来ると考えておるのであります。そして私どもは、65才以上で多くの偉大な貢献をしておられる世の多くの著名な人々を、糾合することができると思うのであります。

#### ウイスコシン州　レイノルズ知事

佐藤知事さん。日本の知事各位および同僚知事各位。私は、谷口知事さんがその優れた演説で提起された質問にお答えしたいと存じます。第一の質問は、アメリカにおける家庭の慣習はどうかということであります。農村地方では、家庭の慣習は、今日なを老人の世話をすることだと思えます。しかしアメリカは、日本同様、今日高度に都市化されております。人々は、小さなアパートや小さな家に住んでいます。それ故家庭で老人の世話をすることは頗る困難であります。しかしながら大多数の人々にとって、余裕があれば、彼等の両親の保護をすることが慣習になつております。そして実際ウイスコシンでは、法律によつて保護しなければならないのであ

ります。しかし一般に、カーベル知事がいわれたように、社会保証が十分で、最小限度の生活の保証がなされているのであります。

ウイソコンシンで未解決になつてゐる老人に対する問題は、――他の州のことは存じませんが――病後療養のホームにしる普通の住宅にしる、老人の住宅の問題であります。ウイソコンシンには、私設の病後療養のホームがありますが、多くの場合悲しむべき状態であります。多少は優れた私設のものもあります。ある地方公共団体では、現在、老人ホームや病後療養のホームを建築しておるところであります。それらは公共資金で維持されております。

このことは、老人の世話をする者がいない場合、老人はどうなるかという問題と関連してゐるのであります。これは甚だ困難であります。私には農業を営む叔父がありますが、卒中で倒れまして、私どもはしばらくよい病後療養の家を探しました。

私どもは、未だ老人雇傭という重要問題には手をつけておりません。そして実際、わが国の社会保障法の下では、外部からの収入、すなわち社会保障以外の方面からの仕事による勤労所得は、年間 1,200 ドルに制限されておるのであります。

老人たちはもちろん、日本でもアメリカでも、校友団体をもつておりません。このため私は、老人の保護は、討議のためまことに価値ある議題であり、事実、アメリカにおける最

大の未解決問題の一つであると思うのであります。

## ユタ州 クライド知事

議長さん。同僚の知事各位。日本の知事さん方。私はカーベル知事さんがたゞ今分割線（65才で分けること）について申されたことを、いま一度検討してみたいと存じます。私は65才であります。私はまだ終着駅に来ていないということと同僚各位に知っていただきたいと存ずるのであります。老人に対するこの問題は、重要な問題であり、今後長く私共の問題として残る問題であり、また、平均寿命が延びるにつれ、時代と共に重要さを増す問題であります。暦年齢と生物学的年齢についての問題を解決するのとなければ、いろいろの問題は減らないと存じます。

私の州では、老人に関する委員会を設けてこの問題を取り上げました。この委員会には常勤職員が勤務し、その職務は、老人の経済問題を考察することであり、極貧者から独立している者に至るまで全般的な考察を行っております。もちろん独立している者は何ら経済的な問題も心配ごとをもつていませんが、極貧者はこれらの問題をもつています。私どもは、老年市民または上級市民という形で、利用し得る人力の大きな貯水池をもつていと信ずるのであります。そして老人たちは国家の福祉のためこの人力を貢献する機会を絶えずもつべきであると信ずるのであります。しかしそれ以上に老人た



ちは、できるだけ長く心身の健康を保持し得るように、成長し活動的な地域社会活力の一部に、存続させるべきであると信ずるのであります。また、老人たちは彼等の肉体的、精神的能力の範囲内で、引続き責任を分担することによりかち得る尊敬の念を心に抱いて、生活し得べきであると信ずるのであります。

住宅の問題は、主要な問題の一つであり、私どもは二つの観点からこの問題に取り組んで参りました。一つは、私どもが奨励して参りました私設療養ホームであります。私どもは良好な基準を設けてこれを維持することを努めております。そしてもちろん、私が属しており、私の州で唯一の教会でもある教会は、私どもの州の上級老人市民のため、住宅を提供して本質的援助を与えようと試みております。

しかしながら最も重要な活動分野の一つで、未解決の問題は、自らの選択または仕事の関係で、国家経済に貢献する権利又は機会を奪われていた老人の時間または才能を借用するため、経済的な活動でなくとも、娯楽や趣味の方面でも、これら老人が活動する手段を与えるということでもあります。そこで私どもは上級市民が利用し得るような訓練計画や娯楽の機会および趣味の啓発等を奨励するようにならして参ります。

最後に、そして最も重要にして困難な問題は、病人特に慢性病や長期の病を得て、多くの経費を要する人々に、適当な医療を与え、入院加療させることでもあります。私どもは、国

の計画と州の援助により、これを行わんとしております。そして私どもはこの企画に相当の進歩を遂げたものと考えております。私どもの目的は、委員会職員に指導させ、主として市民の協力によつて老人が生命のある限り、自分たちの地域社会の中で、彼等の友人たちと一緒に生活させることでもあります。ありがとうございました。

### 奥田奈良県知事

私はただいまご紹介になりました奈良県知事奥田でございます。昨日皆様方多数そろつて県内をご視察下さいましてまことにありがとうございました。

実はただいま議題の老人問題につきましても、さきほど久松知事が日本の老人問題のすう勢、あるいはこれが対策について、くわしくご説明がありました。

またさきほどカーベル知事からアメリカのお話があり、またただいま二、三の知事からアメリカの老人対策について州のご施策についていろいろお話がありましたので、実は私もわが奈良県の具体的施策について一応おきき願うつもりであったのでありますが、これはアメリカの州の施策と比べますと、まことにささやかな、立ち遅れた、ようやく今から老人問題にふみ入ろうという程度の施策でございますが、一応ご説明いたすつもりでございましたけれども、時間も相当経過

いたしておるようでございますから省略いたします。ことに二、三お聞きしたいと思いましたがことについてはさきほどご説明もいただきましたのでおたずねいたすことも省略いたしておきます。

ただこれは笑い話でございますが、ただいま配られている名簿を拝見すると、アメリカの知事さんがみなさん非常にお若いようであります。クライドさんはご年配のようでありますが、あとみなさん非常に若いようであります。日本の私どもは相当高齢でございますが、元気に地域社会のために活動しているのでございます。私どもが相当高齢でありながら地域社会のために活動している姿も、どうぞ旅程の許される範囲においてご視察願えればありがたいと思えます。

また、そういう意味で、老人問題はさきほどカーベルさんがおつしやつたように、日本の知事は若いとおつしやつたようでありますが、むしろアメリカのみなさんよりも、私ども日本人の知事にとっては切実な問題であるということはこの機会につけ加えて申し上げて私のご挨拶を終らせていただきます。失礼いたしました。

### 三木岡山県知事

時間もないようでございますので、ごく簡単に申し上げたいと思えます。岡山県におきましても、さきほど皆様のおつ

しやつた通りの問題がございます。ことに老人の数、高年齢層の数については、さきほど滋賀県の谷口知事さんがおつしやいましたように、大体ほぼ似たような、この図表にあるように、11.9 という率を示しております。したがって、岡山県においても、私たちは老人の問題を大きくとり上げているわけであります。

しかし簡単に申せば、私どもがいろいろの調査をした結果によると、老人対策というものは画一的なものではいけない。ケース・バイ・ケースであります。それぞれの人格を尊重しながら、それぞれに向く施策をやつていかなきやならんということが調査の結果に出ておるのであります。

近ごろ私どもは軽費老人ホームを建設しましたが、相当の入居希望者が当初にはあつたにもかかわらず、いざ入ることになると半分以上のものが辞退いたしました。その原因は、軽費老人ホームに医療施設がないということ。これはさきほどこのご意見にもございましたように、家庭と離れにくいということもあると思ひますけれども、とにかく、医療施設がない。したがって遠方の開業医にかかんなければならぬ。これでは安住の地でないということにあつたようであります。

現在岡山県では、国の施策以外に88才以上の高齢者に対。して年金を支給したり、援護物資を給与したり、老人クラブの育成など、各県と同じようなことをやつておるのであります。老人福祉法ができたので、今後は家庭奉仕員の配置などいろいろやれると、非常によろこんでいるわけでございます。

す。

ともかく、とくに岡山県で申し上げることは、いままでに  
もう尽きているわけでありますが、ただ一言だけ申したいこ  
とは、これらの施設に入る施設というものに対して一般の偏  
見がある。お上のご厄介になることは、とにかく良いこと  
でないのではないか。

こういう偏見を排除していかねばならん。みんなの世話に  
なるということではないんだ、という気分を作り上げていき  
たい。そして一般住民の理解と協力を得たい、とこのように  
考えているわけでございます。

私どもの簡単な意見を申し上げました。お許しをいただき  
たいと思います。

## 共同声明の提案理由説明

### カンサス州 ジョン、アンダーソン知事

議長 私は、この会議に出席された日本及びアメリカ合衆国の知事各位に代り、共同声明の採択を動議として提出いたしたいと存じます。その前にまず、いさゝか背景的事情について申し述べたいことがございます。いまから一年半前、すなわち 1962 年 4 月に、私は米国の州知事視察団の一員としてお国を訪問する光栄に浴しました。この第 1 回の日米両国間の公式の日米知事相互訪問計画に参加することができたアメリカの州知事は、日本の各府県の訪問から非常に深い印象を受けたのでございます。訪問いたしました府県は、東京、千葉、栃木、神奈川、愛知、京都、奈良、大阪、兵庫及び広島 の 10 都府県に及んでおります。この 1962 年の日本訪問中に、東京及び箱根において、2 つの有益な会議が行なわれました。

両国の知事は、(1)「府県及び州の機構及び運営について」(2)「地域経済格差について」というふたつの議題のもとに、活発な、かつ有意義なる意見の交換を行ないました。同様にして、1962 年 5 月、日本の知事視察団がアメリカ合衆国を訪問されました際、共通の諸問題について意見の交換が行なわれたのでございます。

昨年箱根において採択された共同声明をご記憶のかたも多かろうと存じますが、この共同声明の趣旨は、日米知事相互訪問が両国のそれぞれの目標や理想を正しく認識するのを助け、相互理解と友好親善を押し進めるのに役立つ

つとともに、日米両国における行政の健全な発展に貢献するものであるという知事各位のかたい信念を表明したものでございます。出席された知事の全員は、共通の諸問題解決をはかるため、情報、視察、調査等の交流をひき続き行なう努力を誓った次第でございます。

1962年、7月2日、ペンシルバニア州、ハーシーにおいて開催された、アメリカ合衆国全国知事会 1962年度、年次総会におきまして、ローレンス知事はアメリカ州知事一行の日本訪問について詳細なる報告をされました。同知事は、訪日米州知事視察団の団長でございましたので、このことは全く適切なことでありました。ローレンス知事は次のような極めて意味深い報告をされたのであります。

「私は、われわれがつくった土台の上に、更に何物かを築き上げることが絶対必要であると感じているのであります。

アメリカの各州と日本の各府県との間に、固められた太い幾本もの交流の通路は、更に広げられ、一層改善されなければなりません。何にも増して、重要なことは、両国の州及び県における知事及び職員間の相互理解をもちきたらすということであり、私は今後幾年にもわたってこの相互訪問が拡大されて行くことを望むものであります。」

ローレンス知事は、続いて、知事会議の決議案を提出されました。この決議案は箱根で採択された共同声明を取り入れたものであります。この決議案は、可決されて、アメリカ合衆国全国知事会の永久保存議事録の一部となつたわけであり、

さて、われわれは、第 2 回日米知事相互訪問に乗り出しております。私はこの 1963 年度訪日アメリカ州知事視察団の団長として選ばれたことを非常な名誉と存じております。

私は、第 1 回訪問によつてお国について非常に理解を深めたのでありますが、今回の訪問によつて一層多くのことを勉強いたしたいと存じております。私は、日本の知事各位が来年春米國を訪問されますことを非常な喜びをもつてお待ち申し上げます。



## 共同提案に対する日本側知事の賛成演説

### 小野和歌山県知事

ただいま米国知事会を代表してカンサス州アンダーソン知事から共同声明についての提案理由の説明を承りましたが、この提案はまことに適切かつ真に有意義なものとして、賛成の意を表する次第であります。

本問題は人づくりの根本的課題である教育問題、或は日米両国のみならず、目下全世界が当面する青少年問題或いは老人対策について日米知事が一堂に会し、その体験を語り、互に胸襟を開いて討議せられたものであり、衷心より賛意を表するものでございます。

でこのことは、自治行政の発展ばかりでなく、国政発展の上にも大きく寄与するものと存じ誠に慶びにたえないところでございます。

以上述べました理由によりまして、提案どおりこの共同声明が可決されることを希望する次第でございます。

## 共 同 声 明

日本の全国知事会とアメリカの知事会との公式決定により、アメリカ及び日本の知事によるそれぞれの国の相互訪問が、1962年4月と5月に行なわれた。

1962年の上記相互訪問は、共通の問題について、十分、かつ、自由な討論のため会議を開催し、行政手続きの比較を行ない県および州の水準における行政運営の体験を分かち合い、多大の成功を収めた。

同様な一連の相互訪問が、1963年秋と1964年春行なわれることに、日米の知事間に話合いがまとまり、全国知事会とアメリカ知事会代表は、1963年10月15日、日本国東京において、10月21日大阪において、合同会議に会合し、教育制度、老人対策および青少年非行防止等の比較し得る諸問題と経験についてさらに討議を行なった。

よって一堂に会した知事は、こゝに、これらの相互訪問が、日米合同会議と州および県の適切なる視察旅行を通じて、日米両国のそれぞれの目標と願望の認識、相互理解と友情および、日本とアメリカにおける一層効率的行政の発展のため、多大の貢献をなすものであるとの変らぬ信念を表明することを決議し、さらに一堂に会した知事は、将来アメリカの知事会と日本の全国知事会間

および日米両国間に、さらに一層親密な関係をうち立てることを心から希望し、今回の第2回訪問が、両知事会間、日米両国間に有益に完了するように、その目的に向ってさらに十分、かつ、継続的協力を行なうものであるとの誓を決議するとともに、この共同声明が、アメリカ知事会および日本全国知事会の次の年次諸会議の記録に記録されるべきことを決議するものである。

# 閉 会 式

米 国 代 表 あ い さ つ

## ミズリー州 ジョン M、ドートン 知事

佐藤知事、日本の知事各位、アメリカの同僚諸君。この会議は最も成功を収めたものと存ずるのでありますが、閉会にあたり私は、アメリカの知事を代表して、この機会に、皆様方のご親切とご懇情とご歓待に対し、皆様方及び貴国に対し、私どもの感謝の意を表したいと存じます。

私どもは日本訪問を愉快に過しました。日米相互の問題についての討議は、私どもにとり有用であり、かつ役立つものであります。私どもは皆様方の知恵をお借りできますことを喜びに存じます。私どもはこれらの理念を私どもの学校や当面している多くの問題の改善に大いに利用したいと存じております。

私たちは運命の定めにより兄弟となった。

私たちはこの道を独りで歩むことはない。

他人の生活に注いだすべては

我々自身に戻ってくる。

皆様方が私どもに与えられた幸福と喜びと理想は、同時に皆

さん方のものでありますように。皆様方のご親切とご歓待に対し、衷心より感謝いたします。そして私どもは皆様方をアメリカにお迎えいたすことを楽しみにお待ちしております。

## 閉 会 挨拶

### 桑原愛知県知事

1963年度の日米知事会議は、以上をもつて終了することになりました。

皆様方の心からなるご協力によりまして、短時間であつたにも拘らず、両国共通の重要問題を、お互いに胸襟を開いて討議することが出来ましたし、又極めてスムーズに議事が進行しましたことを、衷心から感謝する次第であります。と同時に、このたびの会議の成果が、先程述べられました共同声明の如く両国地方行政の伸展に、一段と寄与することを念願するものであります。

今後、なお約1週間の多忙な旅行日程がアメリカ側知事さんに残されていますが、充分ご視察下さいまして、現在の日本が当面している経済成長の姿、行政の実態、国民生活の実相等、第三者としてご覧の上、ご批判、あるいはご教示願えれば誠に幸甚と存ずる次第であります。

最後に皆様方におかれましては、健康に充分御留意の上無事に全日程を終えられ、今回の訪日の目的を充分達成されんことを、切に希望致しまして挨拶といたす次第でございます。

## 議長閉会のことば

大阪府知事 左 藤 義 詮

1963年度日米知事会議も、これをもって無事終了いたしました。

東京、大阪の両会議において討議された問題は、いずれも日米両国にとり、切実な関心の深い問題でございます。これについて貴重な報告と隔意のない意見交換が行なわれましたことはこの分野における自治行政推進の上のみならず、相互理解と友好親善においても極めて有意義であつたと確信いたします。かくの如く、本会議が予期以上の成果を挙げ、成功裡に終了しましたことは、ひとえにご出席の両国知事はじめ関係各位のなみなみならぬご努力ご協力の賜物と、心から敬意と謝意を表する次第でございます。

なお、来年は日本側の知事一行が米国を訪問する番でございますが、米国側知事の皆様に再びお会いする日を今から期待いたしております、

最後に、日米知事会議の今後一層の発展とご出席の皆様のご多幸、ご健康をお祈りいたしまして閉会のごあいさつといたします。ありがとうございました。

# 付 録

ケネディ大統領の池田総理大臣あて親書



1963年 10月 7日

日本国内閣総理大臣

池田 勇 人 閣下

アメリカ合衆国大統領

ジョン・F・ケネディ

拝 啓 私はカンサス州のジョン・アンダーソン知事に対し、米  
国知事会の構成員による第2回日本訪問にあたり、私の挨拶のメ  
ッセージを貴下にお渡しするよう依頼致そうと存じます。1962  
年の4月および5月に行なわれた米国州知事の日本訪問および日  
本府県知事の米国訪問が非常に成功したことについて、私は多く  
の好ましい報告を聞いております。

日米両国の知事が多くの共通した問題について経験や意見を直  
接交換することによつてすでに大きな進歩を遂げたことは、私を  
勇気づけるものであります。私は、日米両国の公選知事間の友情  
と相互理解のきずなを強める機会がますます増大することを望ん  
でおります。

われわれは、1964年の春に日本の知事各位が米国を訪問さ  
れることを、喜びをもつて待ち受けております。私は、貴下なら  
びに日本の全国民に対し、私の心からの挨拶と敬意を捧げます。

敬 具

池田総理大臣からケネディ大統領あて返信

1963年 11月 15日

アメリカ合衆国大統領

ジョン・F・ケネディ閣下

池 田 勇 人

拝 啓 カンサス州 ジョン・アンダーソン 2世にお託しになつた私あてご親書に対し、深く感謝の意を表します。

日本とアメリカの知事各位が、相互訪問により、お互の理解と友情を一段と深め得ましたことは、まことに喜ばしい次第であります。

貴国の知事各位のこのたびのご訪問は、お互に裨益するところがあり、かつ、楽しいものであつたと信じます。日本側知事は、1964年春の貴国訪問を心から待望いたしております。

敬 具

## 池田総理大臣とアメリカ知事との会見及び天皇謁見

(註) 次の文は、10月15日付ジャパン・タイムズの記事の翻訳である。

9名のアメリカ州知事は、火曜日に池田総理大臣と気楽な会談をしたあと、天皇、皇后両陛下に謁見した。

池田首相は、自分は日本における頑固な親米主義者の一人であり、またそれを誇りとしていると語った。

池田首相は、第2回日米知事会議開会式のあと、およそ15分間、首相のいわゆる「打ち解けた会談」で、アメリカの知事たちと非公式に会話した。

UPIとニュースウィークの記者は、入場禁止の会見室に入ることを許された。

池田首相は「前吉田茂首相が日本でナンバー・ワンの親米主義者として知られていたが、私はナンバー2だといわれており、そのような評判を得たことを誇りに思っている」と語った。

「私は戦後7回アメリカを訪問していますが、英語はさっぱり話せません。だが私は、貴国には非常な親愛の情を抱いています」と首相は語った。

知事たちは、第2次大戦後日本が為し遂げた「非常」な変化に

深い感銘を覚えた首相に語った。

「この変化の一部は、アメリカに負うものであります。」と首相は語った。

「私か大蔵大臣の時、最初にアメリカを訪問いたしましてから以後 13 年間に、どのような変化をしたかという実例を申し上げますと、当時私は、ホテル代に 10 ドルないし、14 ドル支払いました。そして指紋を取られたのであります。最近政府は私に、ホテル代として 1 日 30 ドルないし 40 ドルくれます。そして指紋は取られないのであります。事実私は、最初に私の指紋を取った方にお会いしまして、昔のことを語り合ったのであります。」

デラウェア州のカーベル知事は、日本の物質的進歩は、最も無関心な観察者にとつても、注目に値するものがあると語り、更に次のように続けた。「しかしこの物質的進歩以上に、日本国民のすぐれた精神力を看取いたします。日本国民は、偉大な国民であります。彼等は勤勉で高い知性をもっております。」

首相は「この進歩の陰には、国民の努力があります。しかし、私どもは十分な資金がありませんので、利子平衡税は廃止していただきたい。」と述べたところ、アメリカの知事たちは、クスクス笑いをした。

この平衡税は、今年始めケネディ大統領が提案して以来、困った問題になっていたのである。

さらに首相は、「5年前私は、自由貿易は、日本の経済発展の唯一の道であると考えました。そして今や私どもは、アメリカの自動車や機械が一そう自由に日本に入つて来ることを期待しています。」と述べた。